

てく てく 167号

— キリストと歩:う —

発行：京都教区カトリック正義と平和協議会
京都市中京区河原町三条上る
TEL075-366-6609
FAX075-366-6679
E-mail:seiheikyo@kyoto.catholic.jp

私たちはここにいる

日時：2021年6月5日14:00～

講師：鳥井一平さん（移住者と連帯する全国ネットワーク 代表理事）

主催者挨拶：フェリペ神父

今は出にくい中、ご参加頂きありがとうございます。イベントを開催するのが難しくなっている寂しい状況の中、私たちの活動は意味があると思っています。今年は、この学習会から始まり正平協からはたくさんの予定をたてておりますのでよろしく願いいたします。

鳥井一平さん

皆さんこんにちは、私は「移住者と連帯する全国ネットワーク」の鳥井と申します。

最近はオンラインが多かったので皆さんの顔を見ながらお話しできることが非常に嬉しいです。

今日は130枚近くスライドを用意していますので、これをザーッとやっていきます。ジェットコースター講演ですので、時々振り落とされる人がいます、ご注意頂きたいと思えます。さて初めにおさらいです、そんなこと当たり前じゃないかといわれる方もおられるかも知れませんが、これからお話しすることを一緒に確認して行きたいと思えます。

まず、外国人という言い方をしますけれども、日本に於ける外国人というのは、いわば二つの大きなカテゴリーに分けられているんですけれども、一つは「オールドカマー」もう一つは「ニューカマー」というカテゴリーに分けられるというのは、これは研究者の間でも異論はないと思えます。「オールドカマー」というのは、戦争を前後してむりやり連れて来られた或いは来ざるを得なかった人とその子孫、国籍で言うと中国、韓国、朝鮮、台湾出身ということになります。そして「ニューカマー」というのは、1980年代以降日本に移住した人たちということですね。これは、少し研究者の中で意見が違う、ごくごく一部で



すけども、1990年代以降日本に移住した人たち、政府はそういつています。なぜかという
と、1980年～1990年というのは殆どがオーバーステイだった。1990年代以降日系という
ビザが出来て、そこで日系の人たちが入って来たということで、そこからニューカマーと
いう言い方をするんですけども、私たちや殆どの研究者は1980年代以降、バブル経済を
背景にして日本に来た人々をニューカマーと言います。

このタイトルですけども、日本に於ける外国人とは書いてありますけども、英語では何
と書いてありますか？「Migrants in Japan」（日本における移民）と書いてありますね。こ
れは私自身も誤魔化しているのです。何故かという「Foreigners in Japan」とは書いて
いない、英語圏の人たちにとっては「Foreigner in Japan」では日本に於ける外国の人た
ちの、イメージが違うんですよ。外国人という言葉自体に、もう問題、差別があるんじ
ゃないかと私は思っています。これまで、この言葉を使ってきたので、今回はこの言
葉を使いながらお話をしていきますけども、そういう問題があることは踏まえておいて頂
きたいなと思います。1990年代以降という研究者がいると言いましたけども、日本の外国
人登録者数、在留外国人数と書いてありますけども、直近の数字は2020年12月2,887,116、
これは東日本大震災で久しぶりに減りました。ずっと増えていたんですけども、震災時に
少し減って、そして今回コロナのことで少し減りました。

1980年～1990年の時期にぐっぐっと増えているのですね。1980年まではオールドカ
マーの時期なんですね。1990年以降というよりも1980年代からグッと増えているとい
うことが数字を見ても分かるんじゃないかなと思います。このタイトルですけども、「日本の
外国人登録者数、在留外国人数」となっているんですけども、今は在留外国人数となっ
ているのですね。今日お集まりの皆さんですと結構馴染みがあるのは外国人登録法という
時代があって、驚いたことに外国籍の人たちに住民票ができたのは2012年なんですよ、
それまでは住民票がなかった、住民票ができたのは2012年で、それ以降は在留外国人数
となって、ですから統計としては違う統計なんですけど、まあ比較してもそれ程間違いな
いとして、研究者の方たちもこういう並べ方をしていると思います。問題ないと思います。
国籍ですけれども、直近の国籍分布でいいますと、入管庁のデータで昨年の2020年12月
で中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルの順になっていて、実はニューカマーの
時代に入って、オールドカマーの時代と何が違って来たかということと中国が一番になった
ということ、韓国、朝鮮よりも、ちょっと注意しないといけないことは、今入管庁のデー
タの中には朝鮮は入っていません。以前は韓国・朝鮮として一つの分類になっていたん
ですけども、今は韓国という分類になっているのですね。ニューカマーの時代になって中国
が一番になって、そして韓国、フィリピン、ベトナムはずっと後だったんですけど、昨年
の6月からベトナムが2番目になりました、韓国が3番、ベトナムが急増しているの
ですね。それまでは中国、韓国、フィリピン、ベトナムでしたけれど。こういった国籍分布
だったんですけども、昨年の6月から入れ替わっています。また国籍分布というのは地域
にみますとその特性が現われるんですね。静岡ですとブラジルが一番です。それが神奈川
県や埼玉ですと全国と大して変わらない、滋賀県ですとブラジル。これはどういうことか

と言いますと、どういう産業があるかということと非常に関係しているんです。国籍分布と在留資格というのは非常に絡み合っていて、在留資格と産業、その地域における産業、ブラジルが多いところは製造業の大規模工場が多いわけですね。そういう傾向が見てとれるということです。群馬県の分布なんですけども、ブラジル、ベトナム、中国、フィリピン、ペルー、韓国となっています。

その中で、外国人労働者というんですけれど、どういう風な人たちのことを外国人労働者というのかと言いますと、在留資格の分類で分かれるんです。一つは就労できる在留資格を持っている労働者、つまりこれはどういうことかということ、日本には労働ビザとか就労ビザは無いんですね。就労できる在留資格、一般的な労働のビザは無い。これを意外と知らない人が多いんです。外国人に対してですね、「お前、労働ビザ持っているのか、就労ビザを持っているのか？」と聞く人が居るのですが、あなたが分かっていない、日本にはそんなビザは無いよと。スキル毎、職種毎なんですね。コックさんならコックさん。例えば、今コロナ禍でちょっと変わっているところがありますが、レストランが暇だから工場に働きに行きました、これはダメなんですね。これは資格外就労、不法就労になるのです。職種毎です。どんな仕事でも就ける人というのはどういう資格かということ、身分に基づく在留資格、日系、主にブラジル、ペルーの人たち、配偶者ビザ、永住ビザ、こういう身分に基づく在留資格の場合はどんな仕事にも就くことができます。他にどんな仕事にでも就いている人は、いわゆる非正規滞在者、オーバーステイの人たちで、結構いろんな仕事をやっています。そして技能実習生は職種毎、これは後ほど詳しくお話しします。次は労働者じゃない労働者、なんだ？それは、つまり労働法が適用されない労働者。カッコ付の研修生と書いています。今は違いますよ、以前です。これも後ほど詳しくお話しします。だからカッコにしています。その次は家事労働者、ドメスティックワーカー、家政婦さんですね。日本の場合は労働法が適用されません。日本はILO条約を批准していない訳ですね。先進国の中では非常にマイナーです。そして、こういう枠の中に悪名高いエンターテイナーがある、何で悪名高いかということと人身売買、奴隷労働、つまり1970年代から東南アジアを中心にして日本に連れてくる、シンガーやダンサーということで、エンターテイナーの在留資格で日本に連れてきて、日本に来てみると、東京だと新宿、上野、池袋でホステスとして、あるいは性産業で働かされるということになるわけです。非常に多かったわけです。これは国際的な非難が非常に高まって、現在はピークに比べると激減しました、それでもある一定の数字はありますよね、これは日本独特のものだと思います。これはどういう事かということ、エンターテイナーで来ているが、ホステスとして働いている、例えばパブで働いていると給料を貰えなくなった、だから労働基準監督署に行く、そこに行けば給料のことをやってくれるだろうと思って行って給料をもらっていませんと言うと、じゃあパスポートを見せてくださいとか、在留カードを見せてくださいと言われて、見せるとエンターテイナーとなっている「残念だね、労働法は適用されないんですよ」というように答える。ただ、一歩前に進んでくれる監督官だと「在留資格はこうなっていますが、どういう仕事をしていたんですか？」「ホステスをしていました。接客をしていました」となると、

労働基準法が適用される。労働基準法は実態から見るとということで、ホステスとして働いていると労働基準法適用になりますが、ただし、入管法違反です。いわゆる不法就労で摘発の対象になります。そういう風に非常に矛盾した関係なんですね。

次は、難民、難民申請中：特定活動です。え～、日本は難民認定してないでしょ～、その通りなんですね、日本は 40 数人の認定なんですけども、難民申請中というのを政府は考えたわけなんですね。難民申請して 6 ヶ月経ったら働いていいですよと、風俗業と経営管理以外は働いてもいいですよということでやったんです。東京オリンピック、パラリンピックは開催しない方がいいと思っていますけど、この東京オリンピック、パラリンピック開催準備に非常に助かっていますね。建設労働現場で難民申請中の人がたくさん働きました。この度の入管法改正問題で、この時期に何故かという、もうオリンピック、パラリンピックの準備はもう終わった、だから帰れ！難民申請中の者を帰すという、こういうことをやっているんですね。特定活動ということで在留資格を与え働かせるというわけです。最後は留学です。これ、厚生労働省の分類になっているんです。これは変じゃないですか？労働者の分類ですよ。そこに留学と入っている。どれだけおかしいか、後ほど数字を示してお話しします。特定技能 1 号 2 号、そして建設・造船就労者とあります。これは 2015 年 4 月 1 日から始まりました。そして最近、家事支援労働者、介護というのが入っているわけですね。

日本に於ける雇用者というのは、56,450,000 人で、外国人労働者の雇用統計が毎年 10 月末時点に出されたものが翌 1 月 31 日に発表されます。昨年の 10 月の外国人労働者数が 1,724,328 人、同じ時期の総務省の統計で雇用者の数は 56,450,000 人ですから、3.05% という数字になります。

そして、オーバーステイの人たちです。直近は今年 1 月末の数字が出ていて、82,868 人で、ピークは 1993 年で 298,646 人、実感としては 30 万人を超えていたのではという感じになりますよね。そこから、バブル経済がはじけて、徹底した刈り込みがなされるようになりました。刈り込み。上野駅辺りにですね、バスが来たな、と思ったら、そのバスが満杯になるまで、とにかく外国人と思ったら職務質問をして行って刈り込んでいく、オーバーステイの人たちを。こんなひどい話はないのですけどね。当時、バブルがはじけるまでは、よくお話しすることなのですけど、外国人がオーバーステイで捕まることは、殆ど無かったです。たまに、お巡りさんが職務質問で、「パスポート見せてみなさい！」と。オーバーステイだねということで、交番に連れて行く。その交番まで、その人が働いているところの社長がバーンと走って行って、「お巡りさん、今連れて行かれたら、困るんです」と言ったら、ああそうですかと、戻したんです。関西はどうか分かりませんが、関東はね、ホントに主要な工場地帯には、たくさんの外国人は働いていた、でも居ないことになっている。東武伊勢崎線なんか、朝夕はたくさんの外国人が乗り降りするわけですが、しかし誰も働く労働ビザなんてないんですよ、存在しないんですから。観光ビザで来て、そのまま非正規滞在、オーバーステイで働いているわけです。その当時は、当たり前のように働いていた訳ですよ。それが、バブルがはじけると、その途端に、公園にイラン人が集ま

って体感治安が悪いとか、訳の分からないことをいって、刈り込んで行ったんです。もう一つ言っておかないといけないことは、刈り込んで行っただけじゃありません。安倍政権になるまでは、在留特別許可というのを結構出しています。平均、年間 7,000 人くらいの在留特別許可を出して、いわゆる合法化してきたんですね。日本人と結婚したり、在留資格のある人と結婚して配偶者ビザを取得するとか、在留特別許可という形で結構出しています。日系ブラジルの人はどうなっているかという、そこから非常に増えていったんですよね。2007 年、日系（ブラジル、ペルー）となっているんですけど、他の国の出身者もいるのですが、大半であるブラジル、ペルーの人たちをデータにしています。見てもらったら分かりますが、1988 年に 5,000 人だったのが、1990 年には、ビザが出来た途端に 10 倍になったんですよ 68,000 人、ピークは 2007 年 376,683 人、2007 年から 2008 年、急に減りました、何故ですか？リーマンショックですよ。リーマンショックで、徹底した派遣切り、派遣村ができたと言いますが、派遣村さえもできなかった、一番最初に切られたのは日系の人たちだったんですよ、派遣労働者じゃなくて。そして、それに加えてですね、人道的措置だとか言って、帰国支援事業と称して、追い出していったんです。その後経済は回復していったんですけども、政府は日系の人は増やさないようにしていますね。



「外国人春闘のスタート」は 1993 年 3 月です。1 回目の春闘のポスターです。1993 年の 3 月 8 日に生活と権利のための外国人労働者の一日行動です。いろいろな言葉でこういったポスターを作ってもらいました。外国人の春闘というのは私たちがつけた名前じゃなくて、メディアがつけた名前なのですね。これは日経新聞の 1993

年の 5 月 1 日号ですけども、外国人労働者の春闘、ここ警察が来ていますよね、皆オーバーステイですよ。でも、警察が捕まえることはありません。「何している？」「給料が貰えないですよ」「穏便にやってね！」と言って警察は帰ります。ビザを見せろ、なんてことは言いません。オーバーステイであることは皆知っていますから。ビラ入れしているスリランカの青年、地域の人たちに挨拶しているセネガル人の労働者、私がいた全統一労働組合はセネガル人の組合員が 20 人、全国で 50 人くらいのセネガル人がいてその内の 20 人が労働組合員なんですね。そのほかボランティアでバングラデッシュ人のスタッフが相談を受けるというようなことを自分たちでやっていたんですね。この外国人の春闘は 1993 年に始まって、今も毎年やっています、ず〜っと続いています。メーデーにも参加もするようになって、そして政府との交渉という事で省庁交渉は年に 1 回、そして今は年に 2 回やっています。1 回目は当時の労働省と、今は全省庁との交渉を、議員会館を使ってやっています。11 月は 2 日間、3 月は 1 日、朝から夕方まで政府との交渉というのをやっています。つまり労働問題だけに留まらず、労働者は生活もしていますから、子どもの教育の問題もあります。医療の問題、社会福祉の問題とかに広がってきているんですね。そういう風にして省庁交渉というのをやってきました。デモをすることもあります。

私は「移住者と連帯する全国ネットワーク」の代表理事になっていて、全統一労働組合というところで長く書記長もやっていました。ただ、代表理事だとか書記長という自己紹介することはないですね。仕事は何かというとオルグをやっている、今もオルグという風に思っています。今日来ている人は年代的にはオルグという言葉大丈夫ですよ？若い人にはオルグといっても、余り分からないでしょうね。英語で言うとオルガナイザーですよ。オルグ、とりあえず私は炎のオルグと書いています。こうやって喋るにも、既に汗をかいているんですけれども……一生懸命喋って、燃えるように喋るということで、ホントに燃えちゃったということがあるということで、1993年の12月ですけれども、バングラデッシュ人労働者の未払い賃金、50万円の未払い賃金なんですけれども、いつまで経っても会社が払わないということで裁判所に申し立てをして仮差し押えということで、裁判所の執行官と一緒に差し押さえに行ったんですね。そこの社長が何を考えたのか、フッと居なくなっと思ったら、ガソリンを買って帰って来てガソリンに火をつけて燃やしちゃったんですね。私は救命センターに3週間以上入りました。死にかけたんですね。ホントに燃えちゃったということで、まあ、そのおかげで外国人労働者から結構信頼を得るようになりました。そういう外国人労働者の中で賃金未払いだとか、解雇、労災、相次ぐ労働問題があるわけですね。労働問題とひと言で言いますけれど、100の相談に100の物語というように、一つひとつの物語があるんですね。労働者の物語もあるし、社長の物語もあるんですね。出会った社長の中に、この社長の下で働いてみたいな～と思うような社長も居たんですよ。いろんな外国人と一緒に働けるような社長も居たんですよ。中小零細企業で。非常に義理堅い人も居ました。ただこれを話し出すと、一晩あっても終わりません。本に私が書かせてもらっているんですけれど、それでも不十分ですね、たくさんの物語があるんです。

何が問題かということ、場当たりの「受け入れ」つまり外国人労働者を場当たりに受け入れることによって、そのしわ寄せが労働問題、人権問題になっているんじゃないかということですね。じゃあ受け入れ論議ということはやってこなかったのか？実は受け入れ論議はやってきてはいるんですよ。とりわけ、2004年から2005年頃から沸騰し始めます。ここから2008年がピークですね。活発な受け入れ論議がありました。自民党の中で特に受け入れ論議がされたんです。特に日本型移民国家と言われるまでになって、短期就労制度だとか、技能実習制度に替わるものだと言われたり議論されましたが、それ以降も受け入れ論議があったとしても、何故か外国人技能実習制度というのが受け入れ論議の中の大半を占めているんですね。じゃ、この外国人技能実習制度というのは何なのか？これを今から詳しくお話しします。外国人技能実習制度というのはややこしい、わかりにくい制度なんですね。受け入れ論議の中心として拡大してきたのは、実は先ほどカッコ書きの研修というのがありましたよね。勘違いしないで下さいね、今は分離しています。ただ外国人研修・技能実習制度として拡大してきたわけですから、外国人研修・技能実習制度ということで見ていかないと、今の外国人技能実習制度が理解できないんですよ。これは国会議員でもメディアの人でも未だによく分かっていない方もいます。研修、研修生がねというんですね。今

は外国人技能実習制度の問題なんです。2010 年から外国人技能実習制度になったわけです。それ以前は外国人研修・技能実習制度だったわけです。外国人研修制度というのは、1990 年から入管法改定で在留資格「研修」というのを始めました。法改正が 1989 年で、施行が 1990 年です。在留資格「研修」というのが始まって、その目的は、「開発途上国」に於ける人材育成、学ぶ活動で、内容は習得しようとする技術・技能等が、同一の反復(単純作業)のみによって習得できるものではないわけですが、実はこの研修というのは、この時に始まった訳ではありません。この在留資格「研修」というのを独立させたのがこの年で、日本は「研修」としての受け入れは 1950 年代の半ば過ぎから始めています。これは結構大したものじゃないですか。戦争に敗けてすぐでしょ、開発途上国の研修の受け入れというのを始めます、国際貢献として。1970 年代にちょっと歪んだものもあったけれど、それでも研修でした。じゃ、1989 年に入管法改定で 1990 年在留資格「研修」を作るということは、開発途上国から要請があったのかというと、そういう事実はどこにも見当たりません。要請があったのなら教えて欲しいんですけど、そういう要請はどこにもないのです。この在留資格「研修」というのができる前は、どういう在留資格で来ていたのか、それは「学ぶ」活動なので、留学の枝分かれとして「研修」があったんです。留学の枝分かれとしてあった「研修」を独立させたんです。要請があった訳ではなくて、隠れた動機があったんですね、それは何かというと、技能実習をスタートさせるためだったんです。技能実習は 1993 年にスタートしましたが、法律改正はしていません。つまり在留資格を作っていないんです。技能実習の在留資格は何かというと、特定活動という資格を技能実習に与えたんです。どういう仕組みになっていたかというと、まず研修で日本に入国して来ると、中国やフィリピン、インドネシアから、当時ベトナムは殆どありませんでしたが、そこから応募して、面接して試験があって入国してくる、そして 1 年間研修を終えて、試験を受けて初めて技能実習ということになる、ですから研修の間は労働法は適用されません。技能検定試験を受けて技能実習になれば特定活動の資格で労働者として労働法が適用されるということになる、という仕組みになっていたんです。だから 2 段階システムですね。研修の在留資格で入国させておいて、技能特定試験を受けて技能実習ということになる。このために、この技能検定試験というのは合格率 100%です、何故か？ 答えを教えるからです。10 日前では早すぎるので、1 週間位前に、右・真ん中・左、右・右・真ん中というように覚えるんですよ。だって日本語読めないんですよ、日本語を話せないんですから、そうやって覚えて、それでも間違っていると、試験官が来て、こうやって手を取って、「こっち、こっち」とやるわけです。そうやって教えるわけです。通すための試験です。どれだけええ加減かというと、当時インドネシアから来ていた研修生、実習生が超大手企業の龍ヶ崎工場で、何をやったかというと、自動販売機の製造に関わりました。自動販売機ですから金ものを曲げますよね、板金という仕事をやります、色を塗る塗装の仕事をし



ます。板金と塗装で来たんです。板金として研修に来ているんだけど、作業としてはずっと塗装をしている。で、試験は板金で受ける、で、仕事はまた塗装をやる。3年間、ずっと塗装をやっているんだけど、修了証書は板金で国に帰る。その逆もある。また、建設現場で、型枠ということで来たんだけど、3年間一度も型枠なんて触ったことがないけれども、修了証書は型枠と書いてある。この技能検定試験なんていい加減なもので、この試験を通ったといっても日本では何の役にも立たない試験ですからね。合格率100%って、いっていますが、今は95~96%です。これは敵も然る者で、敵と言っちゃっていいかどうか分かりませんが、権利を主張する実習生には答えを教えない。「君は試験に落ちたから国に帰りなさい」という、こういうことをやっているわけですね。認定送り出し機関というのが送り出す国にあって、第一次受け入れ機関である協同組合などに研修生を送って、そこから第二次受け入れ機関というのが中小零細企業、農家などに研修生を送る。そして全体をJITCO 国際研修協力機構という財団が管理するんです。送り出し国政府が認定するんです。ここですごい問題なのは、これは日本の制度ですよ、しかし日本政府はどこにも出てこないんですよ。送り出し国政府と財団が議事録確認(RD という)をしてやっていく。日本政府はどこにも出て来ないんですよ。ここに制度の問題があるわけです。研修生の新規入国者数というのが、グーッと伸びているんですけど、ブルーは国の受け入れですけど、国の受け入れ増えていますか？増えていないでしょ。増えるわけがないんです。赤いところはJITCOの受け入れです。これはグワ〜ッと伸びているでしょ。

これが、「なんちゃって研修生」なんですね。だから研修という名の労働者、そして技能実習と言いながら、3年間同じことをやる。男女の性別の比率が2001年に逆転しています。その理由は二つあってですね、その一つは、当時の業種、職種の関係で繊維とか縫製ですね、殆ど女性です。農業にも女性はいます。全体的に女性が多い業種だということです。もう一つは、社長は男が多いということなんです。これは大切なポイントなんですけれども、当時も今も、半年に1回か1年に1回、面接旅行と称して送り出し国に行きます。フィリピン、中国に行って、事前研修している研修生を並ばせます。並ばせて、「この娘とこの娘とこの娘」と選ぶわけですよ。いいですか、「この娘とこの娘とこの娘」と選ぶんですよ。殆ど人身売買感覚ですね。それが女性が増えた理由でもあります。国籍は当時、見てもらってもわかりますが中国がほとんどでベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、このトップ5は変わらないんですよ、比率は変わりますが、一定のブローカーシステムができあがっている国からの移動ということになります。

従業員規模別で見ますと、当時も今も変わらないんですけど、ほとんどが50人未満の企業、100人未満というのはほとんどないと言えますね。これで、何を言いたいのかというと、中小、零細企業ということですけども、零細企業に開発途上国に移転する技術が無いのかと言えば、そんなことはないです。零細企業でも立派な技術を持っています。私は台東区の上野に事務所があります。上野に組合の分会も結構あるんですけども、ある工場だと、この位の(手で大きさを示す・・・?)大ききのビルの一隅で従業員3人、全統一労働組合員なんですけど、3人の工場で何を作っているかというと、非破壊検査機を造って

います。非破壊検査機、プラントなんかで大きなパイプなんかに傷がないかどうかを調べるんですよ。非破壊検査機を造って中国のプラントに輸出しています。社長が時々中国に行ったりしています。素晴らしい技術を持っていますよ。しかしながら、零細企業は技術を持っても、お金がないんですよ。この制度は国や自治体の支援は一切ありません。つまり企業など受け入れ側の経済力によって国際貢献することになっているのですよ。そういうことを零細企業ができるはずがないんです。にもかかわらずこれだけ多いんですね。

これは技能実習生への賃金(基本給)別構成比(2007 年)ですけれども、これは 10 年以上前ですけれども、10 万円から最高 17 万円ですけれども、ほとんどが 13 万円未満ですね。今も金額が変わるとしても最低賃金ギリギリです。最低賃金ギリギリ。地域別最低賃金、あるいは産業別最低賃金、そこに分布しています。

この制度下で、相次ぐ不正行為、人権侵害。奴隷労働、人身売買、これは大変な言葉です。奴隷労働、人身売買、これを誰が指摘したかということ、日本国内での指摘ではないんですね、残念ながら。最初に指摘したのは、国際的な指摘があったのは、アメリカ国務省の「人身売買年次報告書」2007 年版です。アメリカ国務省の人身売買年次報告書というのは今、日本語に配慮して、人身取引年次報告書という名称になっています、英語は変わっていませんけれども。

2000 年以降、毎年世界の人身売買、奴隷労働の実態を調査して議会に報告することになっています。その報告書を作っているわけですね。その年次報告書の 2007 年版で日本の外国人研修・技能実習制度はおかしい！と、人身売買奴隷労働の疑いがあるんじゃないかという指摘をされました。以降この報告書は、昨年 2020 年まで毎年問題を指摘しています。そして翌年の 2008 年には国連の自由権規約委員会勧告でも、改善されなければならない人権侵害があると指摘されたわけですね。それ以降連続して毎年のように勧告が出ていてですね、2014 年には、国連の自由権規約委員会から 2008 年に指摘したのに日本政府は全然改善していないと厳しい総括所見と勧告がされました。こういう指摘は国際社会では、ずっとやられているのですね、知らないのは日本人ばかりなりということで、国連の人権を考える機関では日本の外国人技能実習制度は人身売買奴隷労働としてつとに有名な訳です。

私は 2013 年に、年次報告書が発表されるごとに世界各地の人身売買奴隷労働に関わるヒーローということで選ぶんですけど、それに選ばれて、当時オバマ政権ですから、トランプの時でなくてよかったなと思っています。これ、ケリー国務長官ですね、非常に背が高い、ワシントンでビックリしたのは歴代大統領は背が高いんです。リンカーンの実物大の銅像が置かれていて、そこに連れて行かれたんですけど、こう見上げるほどの凄い大きい、ビックリしました。

今、言いました相次ぐ不正行為、人権侵害というのは象徴的な言葉でこんな言葉があります。**時給 300 円、強制帰国**。先ほど、賃金が最低賃金に分布しているということを見もらいました。でもこのグラフをもう一度見てください。このグラフ、実はどうでもいいのです、なんの役に立たないのです、何故か？タイトル見てください。技能実習生への支

給予定賃金(基本給)別構成比(2007)、支給予定賃金。政府は今まで一度たりとも技能実習生の賃金実態を調査・発表したことはありません。国会の答弁でも、法律の改正議論の時にも野党の質問に対して、答えは必ず「支給予定賃金は…」と答えている。実態を発表したことは全然ないんです。発表できない！何故か？これは技能実習生の賃金明細です。基本時給 300 円です。労働時間は 230 時間です。ここで注意していただきたいのは、基本時給というのは残業代です。基本給じゃありません。230 時間というのは残業の時間です。230 時間 1 ヶ月に残業するということは、法定労働時間は 174 時間ですから、400 時間以上働くということです。

1 ヶ月 400 時間以上働くということは、もの凄く大変なことですよ。土日も含めて夜 10 時ぐらいまで働かないと、そんなに残業できません。

私はプラスチックの成形工場で働いていました。三交代勤務で 11 年間働いていましたが、指無いでしょ、火傷はするわ、指落とすわ、で大変なんです。これは金型の下敷きになって指落としたんですけど。そのプラスチック工場で働き始めたときに、三交代勤務なんで、通し勤務と言ってですね、8 時から二部勤務まで続けて働くと 6 時間残業できるんですね。朝 8 時から夜 11 時まで 26 歳の時ですからね、元気なものですから一度挑戦してみようと、1 ヶ月 100 時間残業しました。もうヘトヘトです。100 時間残業で。それを 230 時間残業するんですよ。その下に、「まとめ」と書いてあります。これは何かというと、縫製業の業界用語で「まとめ」と言うと内職仕事のことです。寮に帰ってから一個 10 銭とか 20 銭の内職仕事をやるんですよ。1 ヶ月内職仕事をして 7,232 円です。残業代とまとめて 76,232 円です。いいですか皆さん、先ほどのグラフは基本給のグラフです。これは残業代です。では基本給はどこに？先ほど見たように 76,232 円は残業代です。どこにも基本給が無いんですよ、逆に控除額と書いてあって食事代で 15,000 円控除するのだと思ったら、76,232 円を足して、差引支給額 91,232 円と書いてあります。これ意味分かりますか？分かりませんよね。私も初めて手紙でもらったとき、ぜんぜん意味が分からなかった。岐阜の大学の留学生から電話があって、自分の従兄弟が岐阜の縫製工場で働いていて、ひどい目に遭っているので相談に乗って欲しいと言うことで電話がありました。彼女たち日本語が話せないんですね。中国語でいいから手紙と資料を送ってほしいと言ったらこれが来たんです。意味が分からない。しょうがないから岐阜に行きました。岐阜に行って、6 人の実習生に会って初めて分かりました。何が分かったか、食費が毎月現金で、もらってる基本給 15,000 円。正確に言うと強制貯金 35,000 円やっているので、15,000 円と 35,000 円合わせて 50,000 円が基本給なんです。先ほどのグラフに 50,000 円ありましたか？なかったでしょ？無いはずですよ。同じ人の支給予定賃金は雇用契約書で、入管に届けられている同じ人の賃金は 125,000 円となっている。125,000 円だと先ほどのグラフに入っています。125,000 円から 50,000 円引くと 75,000 円ピンハネしているということです。一次受入の協同組合、或いは企業としてやっているのか、まあ一次受け入れ機関、今の監理団体です。そこが 75,000 円ピンハネしているということです。どんなに費用がかかるとしても毎月 50,000 円抜けるということです。毎月 50,000 円抜けるということは、年間で 60

万。100 人受け入れていると、幾らになりますか？総計は大変大きな額なんですよ。その金額が何を言っているかという、労働者を安く使うだけじゃなくて、新しいビジネスが生まれている、利権が。だから雨後の竹の子のように一次受け入れ機関ができていきます。初め何社か集まって協同組合を作る。一次受け入れ機関がないと受け入れることができないので、一次受け入れ機関を作るわけですね。協同組合の代表やっていれば儲かるということとは分かってくるわけです。だから雨後の竹の子のようにこの一次受け入れ機関というのができていって、今の監理団体になっていくわけです。そこに新しいビジネスが生まれているわけです。

これは何かというと、賃金台帳で基本給の合計が 182,954 円となっているのに、一番下の差額がマイナスになっているのはどうしてか？これは、何だというと、家賃が 55,000 円、茨城県の地方都市なんですけど、そこで家賃が 55,000 円というと、結構いいところに住めます。でもそんなところには住んでいません。しかも 3 人一緒に住んでいます 165,000 円。それ以外に布団のリースが 6,000 円です、1 ヶ月 6,000 円ということは 1 年で 72,000 円です。ここに誰か 72,000 円の布団に寝ている方いらっしゃいますか？いいお布団に寝ていてもいいんですよ。でも今、ニトリに行くとか敷き掛け羽毛 15,000 円で買えますよ。年間 72,000 円取っているんです。それ以外に洗濯機リース、テレビリース・・・リースがバ～ツと出てくるんですけど、調理器具リースが 2 回出てくるんです。私が、受け入れの理事長に対して「理事長、リースは分かったんだけど、このリースはどこのリース会社からリースしているんですか？」と聞いたんですね。すると、その理事長は真顔で、真顔で「私がリースしています」と。ピンハネですね。

これは何かと言うと、トイレの使用時間、使用回数です。トイレに何回行ったかとかね、マス目の中の 1 とか 2 とか 3 とかいうのは、一回につき何分トイレに行ったかということで、1 分 15 円の罰金。

これは愛知県豊田市にある超大手自動車メーカーの構内孫請け、車のヘッドレストとかアームレストをガーッとミシンがけで作るんですが、そのこの仕事をしている工場です。この写真は彼女たちの寮です。これはきれいな方なんですけども、蚕棚ですね、この写真は縫製の現場です。ここは 10 人の会社で一人が社長、あと 9 人は、当時という研修生と技能実習生ですけど、一体誰が開発途上国の技能移転として技術を教えるのか？先輩の技能実習生から習っていたんですね。「時給 300 円」の次は「強制帰国」です。これは何かというと、何の紙かという、「預かり証」ですね。保証金預かり証、保証金とは何か？3 年間何も無く帰ってきた場合には返しますという、デポジットの金です。50 万円から 100 万円の金を預けてくるわけです。途中帰国になると没収しますよということです。制度上は、保証金は禁止されていますけれども、手を替え、品を替え教材費だとか言って、デポジットの金を作っています、前借金ですね。元々、お金なんかあるわけないですから借金をして、そのお金を預けてくるわけですよ。ですから途中帰国だと没収されてしまうわけですから、大変な借金を抱えることになるわけですね。途中帰国というのはもの凄く怖いわけです。これを法制度上よく理解して頂かないといけないんですけど、途中で辞めて他の会社に行

くというわけにはいかないんです。途中で辞めるということは同時に帰国ということになる、だから途中帰国というのは凄く怖いわけで、受入れ側は時々見せしめのために強制帰国をやるんです。権利主張なんかすると強制帰国するぞと。これは2007年12月9日の成田空港中国国際航空カウンターですけども、その3日前の12月6日に私の事務所に、4人の技能実習生が相談に来ました。栃木県で「とちおとめ」苺、今有名ですね、ブランドになっています。栃木県で苺栽培の農家で働いているんだけど1年365日、一日も休みがない。パスポートを取り上げられている、携帯禁止、パソコン禁止、時給も500円。正月の時、日本人が休んでいても自分たちは働いていました。こういうことでした。先ほどの件もそうですが、事前に調査に行きます。事前調査に行くから今日は帰りなさいと言ったんだけど、1年365日一日も休みが無いと言ったのに、今日はどうやって来たの？って、聞いたんですね。もう2年半働いてきたので、特別に休ませて欲しいということで、15人いる内の4人が代表で来たというんですよ。“やばいな〜”と思いました。携帯禁止、パソコン禁止でしょ、農家の側も自分たちがやっていることに問題があるという自覚がある。それを特別に休ませて欲しいと言って、東京に来たことがバレたらですね、やばいなと思ったんですね。どうしようかなと思ったら、携帯を隠し持っていると言ったんです。それで、何かあったら電話をしてきて下さいということで、その日は帰ってもらいました。その3日後です12月9日、電話がかかってきました。5人が働いている農家に5人の私服警察が来た。警察が来て、荷物をまとめろと言った。農家の人たちも集まってきていて、マイクロバスが用意してある、どうしましょうかということで、私は丁度、東京〜大阪間を新幹線で移動中でした。それでうちのスタッフ3名に中国国際航空カウンターに行ってみて欲しいと、行ってもらったのですね。そうすると、待機していたら、ウワァーと来て、こういう風になったのです。「離せ、離せ」と言っているのですが、私たちスタッフに対してもこの5人は警察だと、「警察だって、彼等は在留資格はあるんだから、どこに行くのも自由だから離せ」というやり取りをしているんです。これ、大騒ぎになっているんです。大騒ぎになったので、成田空港の空港警察、制服を着た警察官が来たのです。そうすると警察だと言って、腕をつかんだりベルトをつかんだりしていた、この5人がスッといなくなったのですよ。偽警官ですね。つまり、農家が雇った警備会社が耳にイヤホン差したりしてね、雰囲気作っていたのですが偽警官でした。空港警察の立ち会いの下にこの5人は保護してシェルターに連れて帰りました。その夜のうちに残った実習生たちもタクシーに乗り合わせて逃げてきて、保護しました。最終的には謝罪と経済的補償をさせました。

これは、同じように強制帰国の件で山梨県の事例です。これはかなり中国政府が反応して中国の新華社でこれが報道されたものですから、中国の人たちが「中国政府は何をしているんだ、すぐに保護をしろ」ということになった。これは山梨県のクリーニング工場で強制帰国になった事例ですが、今日は詳しく話す時間がないので、また次の機会に話しましょう。文書では書いていますので、また読んでいただければと思います。

入管法改定(2009 年)

そういう中で 2009 年に入管法が改定されました。その大きな骨子は先ほど言いましたように、一つは、新たな在留管理制度で 2012 年から住民票が出来たということです。在留カードでの管理をするということです。もう一つの大きな柱は 技能実習制度を改定したということです。これは 2010 年からです。どうしたかということ、従来は研修があつての技能実習でした。しかし、2010 年 4 月以降は研修は独立しました。もっと違う言い方をすれば、研修は元に戻った。技能実習 1 号、2 号という形で在留資格を作ったということです。試験を受けたら 2 号になるということとは変わらないんですけど、技能実習は元々労働法が適用されていましたから、1 年目から労働、そういう意味です。研修に労働が許されたわけではありません。技能実習の 1 号、2 号という在留資格を作ったということです。研修は今のところはウオッチングしていますけれども、大丈夫のようです。労働の代替として使われているということは見当りません。

ただその後も、これは、石川県の小松空港での強制帰国事件。またこれは茨城県で、これは大葉ですね。大葉っていうのはね、手が荒れるんですね。だいたいゴム手袋、薄手袋をつけてやるんですけども技能実習生には渡さない、そして時給も 500 円ぐらいです。建設が増えています。建設の場合ですね、住環境ともう一つ暴力という問題があるんですね。これは、アパートの一室をベニヤで仕切って 3 人を一部屋に押し込めるわけですね。そして暴力、これは何かというと川崎で起きた事件の動画ですけども。今、蹴りましたね。暴力が多いです、建設関係は。これは、カンボジア人の実習生をヘルメットの上からハンマーでボカーンと殴ったんですね。毎日のように胸ぐら掴む、小突く、彼はうつ症を発症して、労災認定をとって、今カンボジアで、彼は元気に過ごしています。

これは、最近顕在化してきた問題、元々あった問題で顕在化してきた問題は、何かというと妊娠出産の問題です。技能実習生に猶予判決が出た、川崎の事件ですけども、中国人の彼女は誰にも言えないので、自分で子どもを産んで、その子どもと川崎の町をとぼとぼ歩いてですね、何をしたかということ、一軒、一軒玄関を見て歩いてですね、ある家の玄関に着いたら、おもちゃが、子どもの遊び道具が玄関にいっぱい置いてあるのを見て、ここだったら育ててくれるんじゃないかと思って置いて行くんですね。でも、それは嬰兒遺棄事件になるんですよ。彼女は被疑者、犯罪者になってしまうわけですね。執行猶予判決ですが有罪です。なぜそういうことが起きるのか？これを見てください。……契約書です。強制送還の場合、慢性病エイズに罹り、妊娠等の場合には強制帰国と書いてあるんですよ。分かりますか？慢性病エイズだって問題ですよ、治療すればいい、治療しながら働けばいいんですから。妊娠の場合でも産休や育休を受ける権利があるわけですね、或いは保護しなければいけないということになっているわけですよ！労働法が適用されるんですから、働く権利としてあるわけですよ。しかしながら、堂々と日本語で書いていますでしょ。ベトナム語だという理由はきかないですよ。監理団体は分かっているわけですよ、分かっているのにこんな風にさせている。恋愛の禁止だなんて平気で書いています。

これは火傷ですね。バーベキューとウソをつき。クリーニング工場で、クリーニング工

場には技能実習は認められてないんです、しかし機械の保守管理とかということで働かせている。これは、白衣の襟をプレスする仕事で、社長は救急車呼ばなかったんです。かなりひどいんですけど、何をしたかという、近くのクリニックに行かせて、実習生本人の寮で自分でガーゼを交換させたんです。SNS で連絡があって、すぐに行きました。私は火傷に強いから、火傷には詳しいですからね、ここまで行くと命の危険がある。火傷は何が問題かという、二次感染なんです。放っておくとダメなんです。それで直ぐに病院に連れて行きました。そして、社長と交渉し、結果、3 回の植皮手術しました。私は植皮手術 1 回でしたけど。初期の処置が大切なんです、一番最初の治療が。社長と話しましたが、労災の手続きはしないの？と言うと、いやあと言うんですよ。これ、日本人にこんなことをしたら、親類縁者が押しかけてきますよね、こんなことをされたら。技能実習生が一人であって、監理団体もほったらかしなんですよ。

何故、そういうことが起きるのか？政府が一貫して言っているのは、それは一部だとか制度を理解していない一部の社長だとか。一部だけなら、問題はとっくに解決していますよ。私が驚いたことは、私はたくさんの社長たちに会ったんですけど、それまでも、技能実習生以外の労働問題でもたくさんの社長たちに会っていますが、技能実習生たちを雇う社長が何が違うか、ヤクザ暴力団の類いは居ないんですよ、ホントに、驚いたことに。社長たちに会うと普通の人なんです、もっというと地域では子ども会とか町会、自治会の面倒を見るような、そんな社長たちなんです。そんな社長が、ビックリするようなことをしている訳でしょ、時給 300 円とか。さっきの強制帰国の社長は、現職の町会議員だからね、町会議員とか市会議員とかはちょっと悪かったりするんですけど、かえって。大部分の社長、邪悪な欲望に変貌する社長たちと言っているんですけど、どういうことかという、モノ扱いが「許される」労使関係になってしまっているんですよ。著しい支配従属関係、労働契約というのは、たしかに 9 時から 5 時までは、支配従属関係、業務指揮命令はありますよね。しかし、著しい支配従属関係、つまり人格をも管理、監視していくということは許されていません。どういうことかという、受け入れて 1 年目くらいまでは、普通の社長ですから優しくしたりして、技能実習生もため口をきいたりすると、社長が冗談に「帰らせるぞ！」と言うわけですよ。そうすると技能実習生はビクッとするわけです。

（社長は）あれ！これ行けるな！と社長たちは段々勘違いするんです。何をやっても行けるぞと、先ほど言ったようにひどいセクハラとかいろんな事が起きていくわけです。モノ扱いが許される労使関係になってしまうわけですね。

皆さんにとっては当たり前のことも知れませんが、現代民主主義社会における労働契約というのは、どういうことかと言いますと、経営者と労働者がいる、経営者も人格を持っている、労働者も人格を持っている、労働者は人格の回りに労働力を持っている、経営者は人格の回りにお金を持っている、これを取引するのが労働契約ですよ。1 時間 1,000 円で働かないか？イヤ 1,500 円下さい。よし、じゃ 1,300 円でどうだ？分かりました。これが労働契約でしょう。ただ民主主義社会における労働契約のもう一つの約束事があるわけです。それは労働力は取引するが、人格は不干涉、人格は取引しない。もっというと人格

は尊重する。これが現代に於ける労使対等の原則の下に於ける労働契約ですよ。それよりちょっと前の時代は人格に干渉しまくり、徒弟制度、法律でいうと主従法。「なんで結婚してないのか、俺が連れてきてやるから結婚しろ」と平気でいう。今は言っちゃダメですよ！時々いう人が居るけど、絶対に言っちゃダメですよ。それよりもっと前の時代は何か、人格どころか肉体をも干渉する、手かせ、足かせ、檻に入れる、奴隷労働です。残念ながら、私たち人類の労働契約の歴史は、未だに最も長いのは奴隷労働の時代なんですよ。労使対等の原則と言われる現代民主主義における労働契約は 200 年にも満たないわけでしょう。だからちょっと油断すると使用者というのは、経営者、社長たちというのは奴隷労働の時代に戻っちゃうんですよ、考え方が、そういうことがあるんだろうと思うんですね。この制度は真ん中が実習生、いろんな契約にがんじがらめになっているんですよ。本来ならば、企業と労働契約を結ぶ 125,000 円、先ほどの金額でいうと、これが労働契約ですよ。しかしながら、この労働契約は全然実行力がなくて、それ以外にがんじがらめの契約があるわけですよ。先ほどのような送り出し側の方で強制帰国になるよ、とか書かれたりする訳でしょ。例えば日本には労働基準法という素晴らしい法律があるじゃないですか、中国だって労働契約法という、日本の労働契約法よりも一歩進んでいるといわれるぐらいの良い法律があるんですよ。それがまったく有名無実化になってしまう。雇用契約には労働法は適用されても他の契約には労働法は適用されないんです。労働基準監督署もその契約についてはものは言えないんです。ここの契約で 3 年間で 300 万円稼げるよとか、400 万円貯められるよとかいうわけです。実際に、それ貯まるんです。節約して、一ヶ月 300 時間、400 時間働くわけでしょう。貯まることは貯まるんです、でもこの労働契約とは関係ないことです。先ほど言ったようにその他に保証金とかあってですね、がんじがらめになっているんですね。こういう構造の中で、つまりどういうことかということ、一つひとつの賃金が安いとか、寮が汚い、暴力事件がある、こういうことは一つひとつ問題なんです。それを一つひとつ指して、奴隷労働とか人身売買とか言っているのじゃないんですね、私は。この構造が奴隷労働構造、人身売買構造なんです、つまり辞める自由がない。労働者の最後の弱い抵抗、弱くても労働者の最後の抵抗は、何かというと「明日から来ません！」ということなんです。「こんな会社、辞めてやる！」という捨て台詞が言えるということなんです。もうちょっと強い抵抗は「明日も来るからな」ということなんですけど。

最も弱いとされている最後の抵抗は「辞めてやる！」ということなんです。その「辞めてやる！」ということを実習生は言えないんです。そういう構造になっているということなんです。ですから、この制度の適正化なんてあり得ないんです。

邪悪な欲望に変貌する社長を作りだしているんですね。人を変えてしまう恐ろしい制度なんですよ。戦争が人を変えてしまうということは、よく言われますね。でも、この制度は戦争と同じように人を変えてしまう恐ろしい制度なんですよ。労使対等原則が担保されていない制度なんです。だから、絶対に使ってはならない制度なんです、労働者の受け入れ制度として。

ところが、オリンピック、パラリンピック、復興ということで、緊急措置、人手不足とい

うことで、技能実習法というのを 2017 年に作って、保護するという名目なんだけれども、実際はどういうことかという、3 年じゃ足りないから、5 年間にしちゃえと、おかしいでしょう！開発途上国から国際貢献といって連れてきたなら一日も早く送り出した国に帰して、送り出し国で活躍してもらわなきゃいけないでしょう？それを延ばしてもっと長く働かせろ、という風に日本の都合で置き換えてしまったんですね。

技能実習生は 2020 年の 6 月で一番多くなって 40 万人超えました。12 月の数字はコロナの関係で少し減って 37 万 8 千人、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイこういう順になっています。職種は、直近で、最近のデータは全く発表されていませんけど、農業、建設というのが増えています。

そして、これからどうしていくのかという時に入管法改定が 2018 年にあるわけですね。特定技能 1 号・2 号というのが 2019 年 4 月からスタートしました。

休憩

今までのことを全体的に振り返って、まとめて考えてみましょう。

ニューカマーの受け入れ「移民政策」の変遷と書きましたが、移民政策はしてきているのですがニューカマーの受け入れ政策としてどういうことをやってきたかということなんです。最初はオーバーステイの容認政策です。オーバーステイの容認政策と呼ばないと当時の状況の説明のしようがありません。30 万人が自由闊達に働いていました。変な話ですけど、本当に自由闊達に働いていました。気に入らない会社はすぐに辞め、次の会社に行く、給料の安いところでは働かない、あるいは社長の態度の悪いところは辞める、次に行く。自由闊達に働いていました。

私は全統一労働組合で外国人労働者分会を 1992 年 4 月に結成したのですが、組合員は 99.9%オーバーステイでした。組合事務所はオーバーステイの人であふれていました。捕まることは決してありませんでしたし、彼ら彼女らからたいへんいろんなことを教わりました、ダイナミズム、すごいでしょ。例えば、アフリカから親戚縁者関係なく来るのです。日本に仕事があると聞いて、観光ビザで来て成田空港に降りてから国道 16 号線その沿線を歩いて行くんです。1 軒 1 軒を「仕事ありますか」と訪ねて歩いて行くのです。沿線の社長たちもたいしたもの「それなら仕事あるから働け」と、言葉もわからないのに働くんです。でお互いにコミュニケーション取りながらやって行くのです。このダイナミズムというのはすごい。イスラム教についても教えられました。触れたことのなかった宗教イスラム教でしたから、そういう宗教に対する尊重、大切さも教えられましたね。今日はカトリック教会に来ているんですけど、ある意味キリスト教に対する見方も変わりましたね。宗教に対する尊重というか、大切さ、それを外国人労働者に教えられました。あるいは食事、習慣の大切さを尊重しなければいけないこと、いろいろ教わりました。そういう時代でした。

彼ら彼女らが日本社会に与えた影響、私に言わせると何一つ悪いことはしていません、

良いことはいっぱいあります、ある意味で日本の労働者に権利を教えています。そういう時代でした。

その次が日系労働者の導入です、オーバーステイの容認ではまずいということなのでしょう。日系労働者について、当時のある入管局長がこのように述懐しています。「外国人というのは都合が悪いから、そうだ帰って来てもらおう、出稼ぎに行った日系労働者に帰って来てもらったら良い」、そのように考えたというのです。「ところが帰って来てもらったら外国人だった」と、これは正直に話されています。日系の人たちの集住地域におけるいろんな問題は「私の責任ですかね」、と NHK の番組で発言されておられます。来てみたら家族も連れて来た、これはまずいということで 2010 年から本格的に外国人技能実習制度の拡大へと舵を切ったのです。

オーバーステイの労働者を日系の労働者に入れ替えたり、あるいは技能実習生に入れ替えてきているのは、産業ごとに数字として現れているのですね。で 3 年ごとのローテーションでいいではないか、家族も連れて来ない。しかし今、何が起きたかというとな産業の崩壊というか、現場の崩壊が起きてきたわけ。まずいなということで新たな外国人材の受け入れの拡大というのを 2019 年 4 月に特定技能という名前で、外国人嫌いの安倍政権としてでも受け入れなければ仕方ないと思ったのでしょうね。特定技能という名前を付けて外国人労働者をあらたに外国人材という言葉を使って受け入れ、技能実習生を広げている間の隙間を難民申請、留学、家族滞在が埋めてきました。受け入れ政策の前史としては、先ほど言ったオールドカマーの前史の課題をかかえているのですね。

これは読売新聞の記事ですが、隙間を難民申請、家族で埋めていると言いましたが、「難民でもないのに難民申請して働いている外国人がいる、けしからん」という記事です。これ、どういうことか。外国人労働者が偽装しているのでしょうか、でも偽装しているのは誰なのかということです。偽装しているのは実は私たちの方じゃないのか、この社会じゃないのか。どういうことかという、先程外国人労働者が 1,724,328 人いると言いましたが、そのうち労働者として入国しているのは 20.8% だけなんです、技能実習生が 23.3% です。しかも専門的分野、労働者として入国しているといってもそのうちの 8 割近くが技術・人文・国際という入管が新たに柔軟な雇用に対応するとした在留資格です。そして 21.5% の資格外活動のうち留学が 82.8% なんです。先ほど言いましたね、留学が働くカテゴリーに入っているのです。資格外活動の 82.8% ということは全体からいくと 20% 強です。ということは技能実習生、留学生で労働者の内 43% 強なんです。

こんな歪な数字無いですよ、これおかしいのです。でもこれが当たり前のようにして、やっているんですね、ずっと。先ほど技能実習の隙間を埋めていると言いましたが、留学生の働いている業種です。宿泊、飲食、卸売り、小売多いですよ、これはどういう職種かという技能実習が認められてない業種です。技能実習が出来ない所は難民申請か家族滞在とか留学とかで隙間を埋めていくわけ。そういうことをしているのはこの社会です、表向きにはいわないが、政策としてやっているといってもいいです。表向きは政策とは言わないだけです。

これ、何かというと、今、外国人労働者全体としては技能実習生が 23.3% といいました。宮崎県の場合だと外国人労働者の内 70.3% が、技能実習生なのです。50% 超えている県がこれだけあるのです。地方では外国人労働者というと技能実習生ということです。カトリックの四国の小教区で、もともと 20 名ぐらいしか信徒さんがおられない所に、ある日突然 20 名ぐらいのベトナム人信徒が来た、いったいこれは何が起きているのかと思われるそうです。そういうことが地方で起きているんです。例えば産業別でも農業では 79.2%、建設では 69.0% 技能実習生ですね、外国人労働者の内。

昨年 4 月の朝日新聞の記事ですが宮崎県の椎葉村で台風が起き土砂崩れで 4 人犠牲になり、その内 2 人がベトナム人実習生だった。椎葉村ってご存じですか？ ポツンと 1 軒屋に出て来ています、ホントに田舎です。たまたまですが、私は椎葉村に友人がいるんですよ。電話したんですね。すると「こんなところにも来とっちゃね～」と言っていました。こんな所にいるのかという所に働いているんですよ。しかも実習生なんです。特定技能というのを始めたというんですけど、見てください。1 年間の数字を見ると 4 万人予定していましたがけれど 3,987 人で見込みの 10% ぐらいで、しかもその内、技能実習生からの移行が 91.9% で、新たには来てないのです。技能実習から移行しているんです。直近の数字を見ても技能実習からの移行組がほとんどで、これはどういうことか、技能実習が試用期間になっている。特定技能の試用期間、特定技能に移行していつているのです。これ、おかしいでしょう？

開発途上国への技術移転なら一日も早く国に帰らなくてはならないのに特定技能に移行して、もっと日本で働いて貰おうなんておかしいですよ。何でおかしいと言わないんですか。適正化なんてありえないんです。

ある大手の食品製造会社でセブンイレブンに惣菜とか入れている会社があるんです。大手のハム会社とセブンイレブンが合同出資している会社です。大きな会社です。そこに技能実習生が 1,000 人います。そこで問題がおきました。そこの総務部長といろいろ交渉をしました。総務部長も改善を約束し、丁寧にやりますと、技能実習生を支援していきますと。何度も交渉している中で総務部長はどんな支援をして行くのかというと、特定技能に移行出来るように支援しますということなんですね。変な話なんです、これが私たちの社会になっているのです、偽装しているのは誰かという事なんですね。

先ほど在留外国人数増えたといいましたが、その増えてるほとんどの数は、実は労働者が増えているんですね。データでみると増加しているうちの 63% は働く人たちなんですね。

外国人技能実習制度とは何か、発展途上国への国際貢献を偽装した労働者受け入れ制度なんですよ。この制度はどこから歪められたのか、いつから偽装したのか、先ほどからの私の話で大体のことは分かりますよね、初めからなんですよ。

これは 1994 年 5 月発行の制度創設当時の労働省職業能力開発局長が著した本なんです。ここに技能実習制度の年譜と書いてあります、年譜のいちばん最初がなにかというと、1990 年在留資格「研修」創設と書いてあります、技能実習生ではなく、在留資格「研修」

創設から書いているのです、これは初めから偽装しているということなのです。

分かりやすい数字としては 2010 年に制度を改定して研修を分離しました、元に戻しました。私はそれまで本当の研修は 10% もいかない 5% ぐらいかなと思っていましたが、それどころか 1% しかいなかったんですよ、実の研修生は。それまで 6 万人 5 万人に居たのが 650 人とか 833 人ですよ、それだけずっと誤魔化してきたのです。そういう意味では今も労働者として働かせて、国際貢献の技術移転なんてまだ言っているのです。人を変えてしまう恐ろしい制度です。この社会を壊してしまう制度です。この構造について今も全然変わっていません、全く変わっていません。監理団体、実習実施者という名前は変わっていますが。しかも技能実習法という法律は出来たといいますけれど、この構造は全く変わってないのです。場当たり的な「受け入れ」それは労働基準や人権、民主主義社会が壊れるんです。一人ひとりの技能実習生を救済し保護しなければいけない、これは大切なところですよ絶対的に。しかしながら一人ひとりの技能実習生の問題だけではなくてこの社会が壊れるということなのです。使ってはならないんです、労働者を労働者として受け入れる、労働者が労働者として移動できるそういう制度にする必要がある。

では特定技能はどうかというとはほとんどが技能実習からの移行組になって構造が変わっていないのです。

労使対等原則が壊れてしまう制度なんです。労使対等原則はこの民主社会にとってすごく大切な約束事なんです。労使対等原則があって初めて人権とか平和というものもあります。職場でもものが言えなくなると大変なことです、日本社会は戦争という大切な経験を持っています、その戦争に至る経過、歴史を学ばなければならないのです、職場でどうやって行ったのかテレビやドラマの世界だけじゃないのです。事実そうだったんです。職場でもものが言えなくなってくるのはヤバイです。そういう制度を作って行ったらいけないのです。労使対等原則というのは労働側が言っているだけではなく日本経団連やあるいは国連でも企業行動憲章やグローバルコンパクトとして、言っています。

オリンピック、パラリンピックでもオリンピック憲章もありますし、SDG s 誰もとに残さない、そしてサプライチェーン、何をいつているかといいますとビジネスと人権です。この行動計画は日本政府も発表しているわけです。大企業工場、企業だけでなくそれにサプライチェーンつまりその下請け、孫請けに至るまで労働基準が守られているのか人権はどうか、これは元請けの大企業の責任でもある。その中でも一生懸命活動している企業もあります。私が知っているところで例えば A 社とか、W 社などは私の事務所にも相談に来るくらい一生懸命しておられます。実際、技能実習のところで妊娠問題になった下請け企業には直接指導にも行きました。そんなこともありました。

そんな中で移民社会をこれからどうしていくのか。移住連の 20 の提案という冊子です。これを考える上で、前史があります。強制連行の歴史やそれについての直視です、徴用工の問題でも「まだ蒸し返すのか」というような論調、実際には企業の責任を問うていますが責任を果たしてない。これについて日本政府自身がおかしいと言い出した。真摯な反省をしてないのです、管理監視の入管政策をずっとしてきている訳です。反省の下での

移民政策が求められているのです。反省がないままで移民政策というと入管政策となり、外国人を管理監視するという考え方になっている訳です。新しい外国人材の受け入れと言っていますが、そのときも「受入れ」と「共生」が別になっていて、後から総合的共生策と言っているのです。受け入れるなら共生、おかしいでしょう、職場と地域が分離されているのです。「労働」と「生活」切り離せない空間ですよ、労働者は会社で働く、帰るとき買い物もする、帰る途中で娯楽もあるかもしれない、居酒屋に行くかもしれない、今は緊急事態ですけども、恋愛するかもしれない、喧嘩するかもしれない、そういう生活があるわけでしょう、切り離せないのです。切り離すとどういうことになるかということ 2019 年 4 月から特定技能がスタートすると東京電力は早速原発の廃炉作業に特定技能の外国人労働者を受け入れることが出来るか、ということになったんです。これに対して入管庁は「新資格なら可能」としました。しかし 1 ヶ月たったところで、厚生労働省から「ちょっと待った」となりました。当たり前でしょう。放射線被曝はどうするのか。フォローアップはどうするのか、新資格で外国人労働者が働いたらどうするのか。これは厚生労働省には一日の長があったのです、私たちと 30 年近く交渉してきているから。そこで課題になってきたのが、労災になった、国に帰ってから治療できますか、国に帰って給与保障はどうなりますか、年金貰うことができますか、私たちはこれをずっとしてきました。当然そうなります、労働法が適用されますと、そういう発想がある訳です。

現に私たちの組合員で国に帰ってからずっと後遺症障害で年金貰っている人もいます。国に帰ってから治療を受けて休業保障給与と傷病手当受けた人もいます。そういう経験があったので、入管庁には労働力としての発想はあっても労働者としての発想はない、そもそも入管庁に決めさせてはいけないのです。入管庁が悪いというより入管庁にその機能がないのです。入管庁が全て決めていることに問題があるのです、今もずっと。

共生とはどうしていくのか二つの話をします。ミラクルさんとンダイキアさんミラクルは今高校生 3 年生です。お父さんとお母さんはガーナーの人でミラクルは日本で生まれました、お父さんとお母さんはオーバーステイです、ミラクルは中学生の時バスケットで東日本のベスト 5 メンバーに選ばれました、そのこともあって私学の高校から引引っ張ってもらえました。バスケットで活躍して欲しいから来なさいということで。でもミラクルには在留資格がありません、来年大学に行きたい助産師になりたいと言っていますどうしたら良いのでしょうか。

次は建設会社です、今建設会社では外国の労働者がたくさん働いています、この会社で社会保険加入することになりました、その中でンダイキアさんという人がいました。「ン」問題です。何かというと社会保険に加入したのにいつまでたっても健康保険証がこない、2015 年頃のことです。日本年金事務センターからその会社の総務に電話があって「おたくにンダイキアさんっておられますか」「います」と答えると「名前の順番をかえてもらえますか、コンピューターのシステム上、健康保険証作るのに N から入力できないのです」笑ってしまうことなんですけど、それを名前の順番を変えろというのは。人権侵害どころではない、何だと思っているのか。会社の総務の人は人権感覚があったのです「いや～私

そんなことは言えません、何とかしてもらえませんか」「何とも出来ません」それで私のところに連絡が入りました。私も日本年金事務センターに電話をしました、責任者が出てきましたが全然ダメです。「それじゃ今までもそうしてきたのですか」「そうしてもらってきました」絶対許されないことなので厚生労働省に連絡しましたが本省も同じような対応でという事で、国会の法務委員会で質問してもらいました。半年後になりました。どうですか皆さん、つまりコンピューターのシステムを変えるより名前の順番を変えてもらおうという発想をしてしまうそれがこの私たちの社会です。

これは還付のお知らせです、消費税が上がった時にプレミアム商品券が買えますというお知らせ、児童手当の特別給付の現況届の提出です、これ全部日本語です。トルコ人の家族です、全然意味がわからない、税金も払っている、健康保険料も払っているのに、意味が全然分らない、彼は言いました「電話 1 本くれれば日本語はわかる、日本語も喋る、でも文字は書けない。読めないけれど言葉はわかるのになぜ電話くれないのか」私ももちろん文句言いましたが、還付請求の税金の担当者は一生懸命英語で少しでも手書きを作ってくれました、その人がするだけで役所としてやってるわけではないのです、なぜそのようなことが起きているのか、移民政策をとらないと中央政府が言うものですからです、各地方自治体はそこにお金を投入できない、そんな矛盾がおきている訳です。先週もテレビで各自治体のところで上手く外国人の人と共生する政策していますと言っていたら、それに対してワイドショーのコメンテーターが「やはり地方自治体の力によるのでしょうか」と言っている、「違うでしょう」、ねじれているんですよ、地方自治体がやればやるほど逆にヘイトスピーチみたいなグループが税金を外国人に使っているとなる訳です。中央政府が移民政策をとらないといっているのに違うことをやっているとなるわけで。中央政府がやるべきことなんです。それをこんなねじまげて、いつまでたっても改善しないわけです。住民票でトルコ人に家族だとわかっているのに、にもかかわらず日本語表記だけのこういうものを送り付けるわけです。

移民政策を考える上でそうして生み出されるデマやフェイクの問題があります。それに対して私たちは、ファクトチェック、事実を直視する力が必要です。典型的なデマとしてこういうものがあります。健康保険問題、健康保険には外国人にとってそんな不備があるにもかかわらず、健康保険を外国人がただ乗りしているのではないか、NHK の番組でもありました、一部の国会議員が質問しました、よせばいいのにそれに乗っかって厚生労働省が調査しました。何を言いたいかというと、一つも無かったんですよ。間違った使い方しているとか悪用しているのは一つもなかったのです。しかしそれは発表しません。いまだに健康保険を悪用しているのではと平気でインターネット上でいう人はいます。そんな事実はどこにもないのです。

「犯罪の温床」キャンペーンです。これも悪質です。外国人は犯罪の温床、不法就労は犯罪の温床、そんな事実はこの 30 年間どこにもないです。警察庁の統計を取ってみても犯罪の発生率は日本人よりはるかに低いですし、例えばオーバーステイ非正規滞在の人の犯罪発生率は外国人の中の犯罪発生率よりもまだ低いです。冷静になって考えてください、

あたりまえです。出稼ぎに来ているのに捕まったら元も子もないのです。出来るだけ目立たないように一生懸命やっているんです、働いているんです、それが実態なのです。

日本は「単一民族国家論」こんなことを平気でいう閣僚がいます。いったい日本がいつの時代に単一民族国家だった時代があるのですか、アイヌが先住民だというのはすでに国会決議になっているんでしょ。沖縄琉球だって独自の文化や風習を持っています。或いは日本列島の中には朝鮮半島、中国から伝わってきたものがいっぱいあるわけでしょう。単一民族国家なんて訳がわからない。そして「雇用競合」論です。これは労働組合も言っています、最近では言わなくなってきました。何故かというとなんな事実がないからです。雇用が競合した事実なんかないのです。

よく考えてください、来た瞬間一緒に働いているのです、同僚なんです。競合するなんて事は無いんですね。外国人と日本人と二分化した発想を持っていると競合という発想が出てきます。そうではないのです一人ひとり名前があって、一人ひとり人格を持っている人たちなんです。そして一緒に働いているわけですよ。そういう歪んだ移民政策というのはヘイトスピーチを生み出します。外国人が生活保護を使っている、そんな外国籍の人が生活保護を取っているなら、万々歳です、ホントに大変なことです、非常に生活困窮していても外国籍の人が生活保護とるなんて非常に本当にレアというかまれです。ほとんど難しい。

韓国の話です。韓国に対するヘイトです、ようやく川崎市で“差別のない人権尊重のまちづくり条例”を作りましたが、本来は中央政府がやるべきことなんです。

日本で生活をするのにはいろんな生活があります、労働者の権利だけではありません。例えば旅行に行きたい、クレジットカードを作る、住宅を買いたい、家を買いたい、病院に行く、警察にお世話になることもあるかもしれない、その時にも外国人だという事で差別があり不利益不公平なことがいろいろあるのではないかと、全体的なことを見てゆかなければならないのだけれど残念ながらやっぱり中央政府として移民政策はとらないと訳の分からないことを言っているから地方自治体はなかなかやりきれない。こういうことになっているのです。或いは民間会社一社では対応しきれない。言葉、日本語としての問題もある。いろんな生活上の問題の中で歪みが起きているというふうになると思います。

事実を直視する力を持つ、その事実とは、すでに始まっている多民族、多文化共生社会、移民の存在なくして成り立たないこの社会があるわけです。「外国人出て行け」という人がいますが、その人は職場のことも地域のことも何もわかっていないと思います。出ていったとたんこの社会は終わっています、この社会はなりたたない。

私たちは奴隷時代や主従時代の労働者の移動ではなくて民主主義社会の労働者の移動なんです、労使対等原則が担保される労働者の移動。ここで今、私は労働者の移動という言葉を使っています、先ほどまで私は労働者の受け入れと言いました。しかし今移動という言葉を使いました何故か、労働者の移動として考える必要があるので私たちは。この地球上で移動してくる人、移民政策は地球的共通課題なんです、海外在留邦人総数の推移です。2019年の10月1日現在で海外で永住や長期滞在している人が1,410,000人いるの

です、日本人で。今コロナ禍だから移動しませんが3ヶ月未満の留学だとかビジネスで海外にいる人ってどれだけいると思いますか、たくさんいるのです。私たちが若い頃の時代じゃなくて飛行機代だって安くなっていますから、大胆にみんな動くわけです、動いた先で日本国籍を持っているものだって、その地において快適に暮らし、労働基準が守られるそういう生活を望むわけでしょう。先進国といわれる日本がそのことについてよく考えていかなければいけないわけでしょう。移動している労働者、その家族が快適に暮らすのにはどうしたら良いのか、労働者が労働者として移動できる、労働者の権利を担保できるまっとうな移民政策、つまり労働者は職場だけではなく地域と社会の担い手なんです。

そして私たちが今一度考えなければいけないのが移民の歴史的価値、人々が移動することの歴史的価値です、これは高校生ぐらいまでは当たり前みたいに分かる訳です。羅針盤はどうして伝わったのか、火薬はどうか、いろんなものが、人が移動することによって社会が発展してきているわけでしょう。当たり前のことですが、いざ移民とかいう言葉を使うと、外国人という言葉を使うとそのことについて全然繋げて考えないわけです。この社会は人々が移動することによって繋いできている訳ですよ。出稼ぎの歴史的価値、東京や大阪、偉そうに言ったってそこは出稼ぎが作ってきた町なんです。その地域が良いと思って定住して人口も増えて都市として大きくなってきた。子ども時代になぞなぞで「江戸城は誰がつくったのか?」「太田道灌」「ブブー、大工さん」と言いましたね。そうなんです、この社会は出稼ぎ労働者が作ってきているのです、その事実を忘れてはいけません。使い捨てにしない、させない。この社会を共に生き、共に作る、働く仲間、地域の隣人という事だと思います。

新型コロナウイルスはそのことを本当に露わにしました。外国人労働者、移民の存在感、技能実習制度の破綻です。今年の3月、4月ぐらいでスーパーに行ったら分かったと思いますがキノコが値上がりしました。今エノキとかシメジなどどうして採っていますか、キノコは工場生産と一緒に。ハウスの中にビニール袋をザ〜とぶら下げて菌床栽培です。不良とか不作とかないのです。それにも関わらず値段が上がりました、なぜか。収穫、出荷する人がいない、技能実習生がいない、それが事実なんです。今年の8月の終わりに福井のカニ漁の、その船主会の人たちから相談を受けました、11月大丈夫かな、11月からカニ漁解禁になるのに、と。ただ案の定、数か月間ですが受け入れを再開しました。覚えていますか数万人という入国者があったのです、大半が技能実習生、留学生です。それが実態なんです、その事実を私たちに露わにさせたのです、新型コロナウイルスは。新型コロナウイルスが示唆した次の社会、労働者移動、誰ひとりも取り残されることのない社会はどうしてつくられるかという事なのです。

民主主義の約束は何かというと人身売買、奴隷労働との対決、奴隷労働の時代があり、徒弟制度、主従法の時代があり、労使対等原則の時代になってきている。民主主義社会の約束は人身売買、奴隷労働の根絶なのです。移民難民は、そういう風に見ると民主主義を体現しているんですね。自由に移動し、自由に働く、移動する事が自由、辞める事が自由そのことを移民、難民が体現しているのです。私たちは移民、難民がどんな権利を持つ

か、どの権利が担保されているのか、そのことが民主主義を体現しているのだろうと思うわけです。

民主主義深化の道筋の一つとして労使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会とすることがあるのではないかと思います。事実を直視したこれからの社会、まっとうな移民政策を労使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会をそして最後です。

入管法改悪がありました。大きな二つのものとして送還停止効例外問題、監理人制度問題、そして送還忌避罪的なものを作るという事が言われました。

先ほど言いましたがひどい話で、私はホワイтスノー作戦を想起しました。ホワイтスノー作戦、分かりますか？長野オリンピックです。建設など開催準備にオーバーステイ、非正規滞在の労働者がたくさん関わりました、そしてオリンピック開催のめどが立った時点で一斉刈込をやりました、取り締まりで摘発を。それを長野県警はホワイтスノー作戦と言ったのです。ひどい話ですよ。これは長野県議会の議事録に出ています、ホワイтスノー作戦と答弁しています。つまり使うときは使っておいてオリンピックが始まるのだったら摘発しちゃえと、こんなことをしたのです。それと同じことを想起したのです。東京オリンピック、パラリンピックの準備が終わったから難民申請中にはいない、帰ってもらってもよいという発想じゃないですか、だからこの時期なんです。もちろん私たちの運動の中で在留特別許可を認めさせるとか、送還に対する異議申し立てを法律の制度に乗せるとか、そういう要求はありますよ、それに多少関連しているのだと言っていたけど、基本的にはやっぱり切り捨ての政策なんです、あるいは外国人を外国籍者を管理の対象とする、その発想から全然変わらない、そういう法律改定を狙っていた訳です。これに対して野党でさえも国会の法案の本会議の提案があった時に反対だと言いつつも、しかしながらこの法律の趣旨は分るにはわかる、つまり「国家ですから帰ってもらう人には帰ってもらうこれは当然のことです」と発言しているのです。これは何を言っているのか、そんな人どこにもいませんよ。帰る人は皆とっとと帰っています。この 30 年間にもたくさんの人が来ているのです。でも帰る人は帰るのです。帰らない人はこの社会に定着している人なんです。繋がりのある人なんです。その人たちのことを私たちは問題にしているのです。「帰ってもらう人には帰ってもらう」などということは、全く事実を見ないで言っているのです。ホワイтスノー作戦、東京オリンピックの時も想起させる、このことなのです。長くいる人は悪質ではなくて逆なんです、この社会に定着している人なんです。その事実を見てほしいのです、それは近くにいる学校の同級生とか、地域のご近所の人、あるいは会社の人、みんな知っています。なぜこの人に在留資格認めてくれないの、そう思っている人はたくさんいる訳です。

だから私たちは運動しました、入管改悪法の署名を提出しました、そして結果、廃案になりました。これは何があったのか、いわゆる国民感情ということの思い違い、履き違いです。野党でさえも、先ほど言いましたように勘違いしている。帰ってもらう人が帰らないという風に勘違いしているのです、そんな人はいないのです。国民感情からして廃案とか反対とか無理だという風に野党も考えていたのではないかと、ところがこの運動がはじ

まったら湧き上がるようにして入管法改悪反対の声が上がってきたのです。私は 4 月 15 日の国会前緊急アクションその翌日から 16 日、法案の本会議の提案の時から座り込みをしました。初めは、私自身もちょっとしんどかった。それでも、10 人くらいでも、少人数でもとにかくやるぞ！とシットイン、座り込みました。2 ケ月ちょっと私はこの廃案が決まるまで毎回参加したのですが、シットインと言っても座っていることはあまりありませんでした。ずっと立っていました。緊急事態宣言下で大声を出すわけには行かないんですよ、それで声を出すのは私一人、スピーカーをとにかくたくさん用意して、大きな声を出してやるのは、私がやると。みんな黙っているしかないので繰り返し、繰り返しやりました、すると日に日に人が集まってきたんですね、しかも一日の内に帰る人も居るけど午後からまた人が来るんです。常に 100 人、200 人、昼頃は 300 人くらいになっていました。そしてそこに来る人だけじゃなくて SNS での書き込み、自民党の議員が余計なことを言って、反対の署名は 10 人くらいしか来ていないということを言ってしまったんです。それが新聞に載ったんですね。みんな、怒っちゃったんです。もう一つ面白かったのは若い人たちからで SNS で問い合わせがあったのは、FAX ってどうやって送るんですか？というんです。若い人は今、メールの時代で FAX というのは、やっていないんですね。それを、市民団体の人が丁寧に SNS で FAX を送る方法はどういう方法がありますよ、FAX はどこどこにありますよと流したんです。するとすごい数が送られたんです。つまりどういうことかということと地域や職場では、この人たちと仲良くやっていきたい、どうやったらいいのか？たとえ上から目線であったとしても、一緒にうまくやっていきたいと思っている人はたくさん居ることなんです。先ほど数字を見ましたでしょう、地方に行けば行くほど外国人労働者の存在感というのはもの凄くあるということなんです。いわゆる国民感情というものを政治家は見誤っていたんです。国会議員が政治の場が、全国各地での職場だとか或いは地域、現場で今何が起きているかということが見えてなかったということなんです。これに対して、非常に大きな反応がドンと出てきたわけですね。みんな、仲良く一緒にやっていきたい、誰一人取り残されることのない社会をやっぱり作ってきたいということの表れだろうと思っています。それはすごく実感しました。現場に居て実感しました。すごく日焼けしましてね、幸い雨が降ることは 1 回もなかったんですけども。

私たちは「入管法」改悪 NO とか反対とか言ったんですけども、「NO」「反対」の先にあるものは何か？移民、難民は民主主義を体現する存在だ、つまりこれからの社会、民主主義の真髄、政治の本分というのは、投票権のない人々、声を挙げられない人々、つまり国民という言葉ではくれない、国民という言葉では排除されてしまう、そういう人々のことを政治の場でチャンと考える、その人たちの声を聞く、そういう社会の実現じゃないかと思うんですね。それが民主主義の真髄だと思います。ウイシュマさんが何故亡くなったのか、ウイシュマさんが死ななければ声が届かない！そうでしょ、死をもってでしか声が届けられない！それが今の社会の現実なんですね。誰一人取り残されることがない社会への共感ということがウイシュマさんの死を通じてまた広がりました。その共感ということが、入管法改悪反対とか廃案という否定的な言葉のようですが、そうじゃなくて、誰一

人取りの残されることのない共感として現わされるということだと思います。

最後はお気に入りの写真で終わります。東日本大震災の時に、これは宮城県の南三陸町ですね。私は、この3月11日というのは、上野の事務所で震災に遭いました。グラグラ揺れて、上野の事務所の前の通りは中央通りという6車線の大きな通りなんですけども、そこが人で埋まりました。つまりビルに戻ることもできない。丁度目の前に液晶ビジョンがあって、八戸かどこかの津波がバーッと映し出されたんです。私はウワーやばいと思った、何故か？宮城県の南三陸町の海岸沿いの所に食品加工会社、鮭ですね、鮭の食品加工会社があって、そこに技能実習生がいることを知っていたからです。その社長はいい人だからです。受け入れる時から、私たちのことを知って連絡してきて、労働条件だとか住まいはどういう風にしたらいいとか、相談に来た人なんです。で、その社長にすぐ電話入れました。電話鳴っているんですよ、鳴っているから尚心配。何時までたっても繋がらないからこれは行くしかないということで、3月14日、月曜日に議員会館に行って、宮城県選出の衆議院議員の所に行って、「とにかく行きたいので何とかしてください」と言うと、「私だって行きたいんだけど、行きたいんだったら自分でヘリコプターをチャーターしろ、と言われてる」という事だったんですね。南三陸の災害対策本部の電話番号を知りたいので、調べてもらいました。1時間後位に事務所に電話があったので災害対策本部に電話しました。「〇〇社長さん大丈夫でしょうか？」と聞いたら、怒られました。「何を言ってるんだ、それどころじゃない！」「救援物資持って行っていいですか？」「それは持ってきてくれ！」そういうことだったので、災害対策本部の電話番号がわかり、担当者の名前が分かれば、緊急車両の許可がもらえるので、地元警察に行って緊急車両ということで許可をもらって、私の知り合いの運送会社の社長に頼んで、15トン車か18トン車の車を4台用意してもらって、私の車と合わせて緊急車両の許可を取って、1週間かけて救援物資を集めて、これは移住連の連絡先と労働組合の関係でメールを一斉に流したら、ザーッと集まりました。一つの工場を拠点にして物を集めて、15トン車に満載にして、私の車と20日の夜に出発して21日に現場に入りました。この写真はガレキがきれいになった後ですけど、ガレキが壁のようでした。災害対策本部の近くに行くと見ますと、遺体が300体、中に入れなくて、黒いカバーで覆ってありました。そういう状態でした。そこに行ったら、社長が居たんですよ、社長と抱きしめあったけど。その社長が「鳥井さん、一番に逃がしたよ」と胸をはって、つまり技能実習生を一番に逃がしたんですね。全員無事、大丈夫だったということなんです。行って見て大変なことが分かったから、毎週救援物資と炊き出しに入りました。それをやっていると、「私たちにも参加させてよ！」ということで移住連関係のフィリピン人のコミュニティが、これアドボという料理ですけれども、とにかく炊き出しに行きたいと。或いは南アジアの労働者はタンドリーチキンとこれナンです、これを持って炊き出しに行ったのです。最初私はちょっと躊躇しました。受け入れてくれるかなと、行ったら、そうじゃなく一緒になって炊き出しやるんですね。多民族・多文化救援だったんです、一緒になってやる。神戸からも在日の人たちも一緒になって参加してくれました。炊き出しをするだけでなく、交流をする。被災地の被災者のボランティア、被

災者自身の人、今回はイスラム教を見直した、触れたこともなかったのですね。でも震災発生 2 日後にリックサックを背負って山を越えて 2 人で来たのだそうです。神奈川県海老名のモスクから救援物資を持って。そういう交流が始まっているわけですね。

これは上野の街をみんなでパレードします、先ほども言ったように、外国人春闘です。毎年、1993 年からやっている訳ですね。「コンビニで弁当作っているのは私です」、「あなたのシャツを洗っています」、ということを書いたプラカードを持ってデモをしています。もう、始まっている多民族・多文化共生社会という事なんです。終わります。ありがとうございました。

私たちは、今ここにいる ～日本の移民問題とは何か～

まっとうな移民政策を
労働者を労働者として

もう始まっている
多民族・多文化共生社会

はじめに

おさらい

日本における外国人とは Migrants in Japan

◆「オールドカマー」: 旧植民地出身者とその子孫

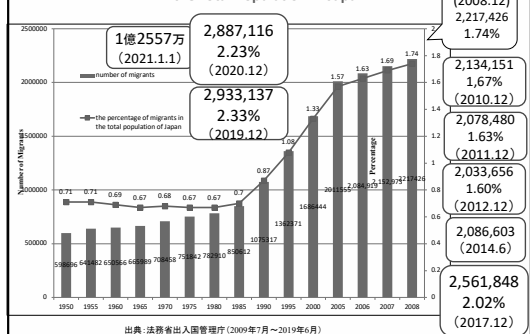
➢ “Old Comers”, Korean and Chinese; people from the Japanese former colonies and their descendants

◆「ニューカマー」: 80年代以降日本に移住した人々

➢ “New Comers”, those who have come to Japan since the 1980s

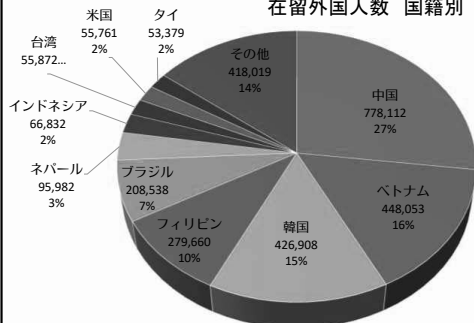
日本の外国人登録者数・在留外国人数

Changes in the Number of Registered Foreign Nationals and its Percentage of the Total Population in Japan



出典: 法務省出入国管理庁 (2009年7月～2019年6月)

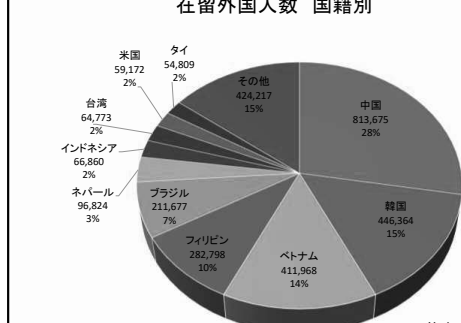
在留外国人数 国籍別



2, 887, 116

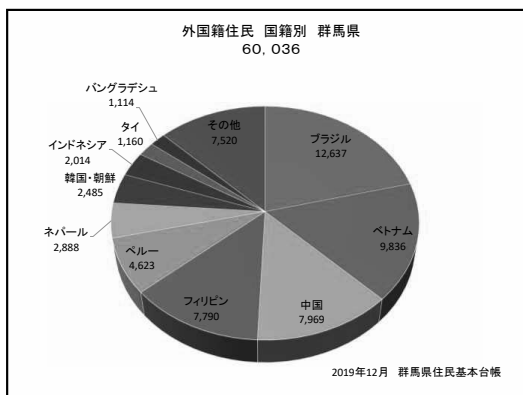
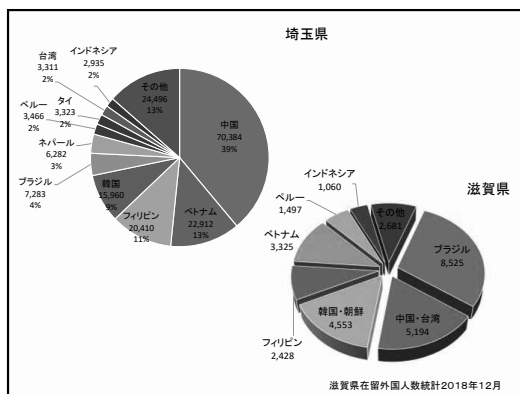
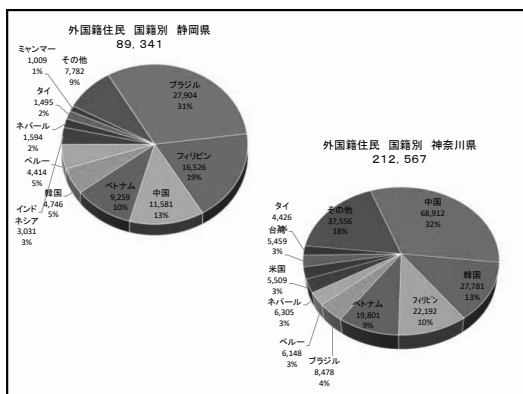
入管庁
2020年12月

在留外国人数 国籍別

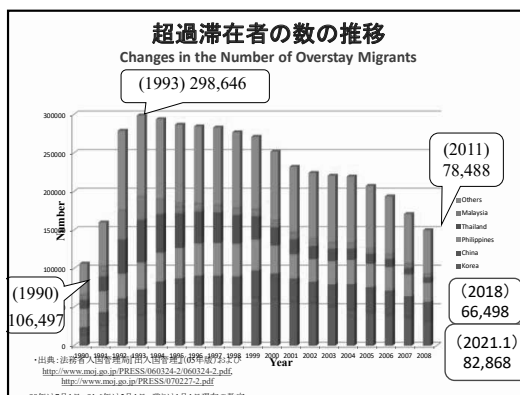
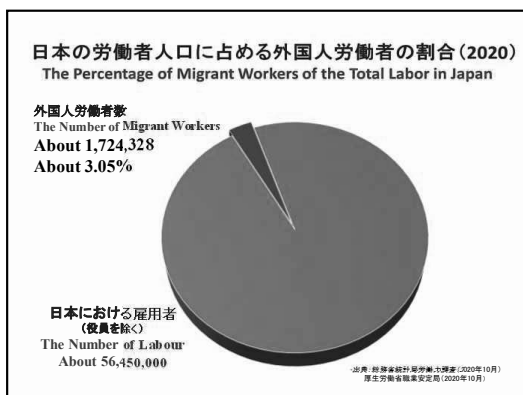


2, 933, 317人

入管庁
2019年12月

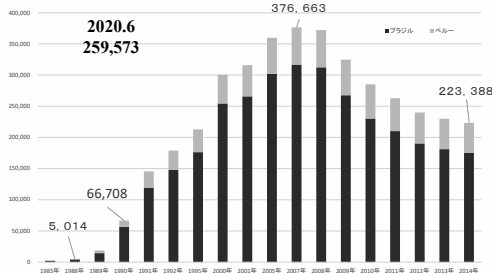


- 外国人移住労働者とは?—Who Are Migrant Workers?**
- ◆ **就労できる在留資格を持っている労働者**
教師、専門技術者、通訳、コックなど 技術・人文・国際
 - ◆ **日系労働者（主に、ブラジル・ペルー）、配偶者、永住身分に基づく在留資格**
 - ◆ **非正規滞在者・オーバーステイ**
 - ◆ **技能実習生**
 - ◆ **労働者じゃない労働者：（研修生、）家事労働者、興業**
 - ◆ **難民、難民申請中：特定活動**
 - ◆ **留学** 特定技能1号2号 家事支援労働者 建設・造船就労者 介護



日系(ブラジル・ペルー)在留者数推移

The number of Japanese descendent (Brazil and Peru)



「外国人春闘のスタート」

1993年3月

روزنامہ حقوق
ہم نے تعمیر کی ملازمین

हिंदी रम बहन हसिआ
दा अधिवार दिवस

3-8 生活と権利のための
外国人労働者一日行動

38 생활과 권리를 위한 외국인노동자 하루행동

連絡先
東京東部労災職業病センター
Tokai (East Tokyo) Occupational
Safety and Health Center
03-3338-3769
全統一労働組合
ZNU Zenkoku Workers Union
03-3338-0081
権利委員会連絡協議会

৮মার্চ ১৯৯৩ সোমবার
বিদেশী শ্রমিকদের
অধিবাস দিবস

روز اجتماع حقوق کارگران خارجی

৮ মার্চ ১৯৯৩

विदेशी काम करने वालों का -
अधिकार दिवस
8 मार्च 1993

TV、新聞などのマスコミによる報道

Reports in Mass-media—TV, Newspapers, etc.



Negotiation with ministries 生活と権利のための外国人労働者1日行動・省庁交渉





移住者と連帯する全国ネットワーク

移住連

全統一労働組合

炎のオルグ

一息

a brief stop

賃金未払い、解雇、労災
相次ぐ労働問題



場当たりの「受入れ」

100の相談に100の物語

受入れ論議

論議、審議の大半が
外国人技能実習制度

受入論議の中心
外国人（研修・）技能実習制度

拡大してきた
外国人研修・技能実習制度

2010年7月制度改訂以前について

外国人研修制度:

Foreign Trainee Program

・在留資格「研修」: 入管法改定で1990年から
Residence Status "Trainees": Immigration Policy Revision in 1989

・目的: Purposes

➢「開発途上国」における人材育成

To develop human resources in "developing countries"

➢「学ぶ」こと

To "learn"

・内容: Content

➢ 習得しようとする技術・技能等が、同一の作業の反復(単純作業)のみによって習得できるものではないもの

Technologies and skills to be gained must not be of types that are gained only by repetitive (simple) operations

技能実習制度:

Technical Internship Program

・1993年創設

Established in 1993

・従来の研修制度を拡充

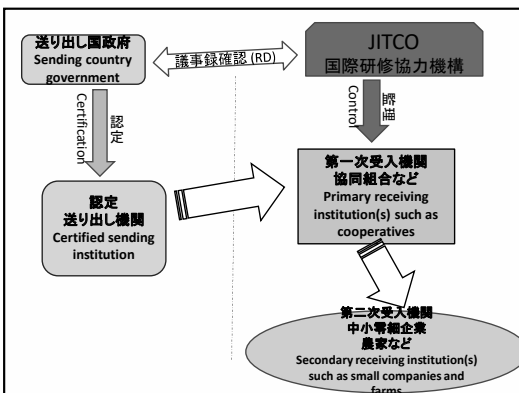
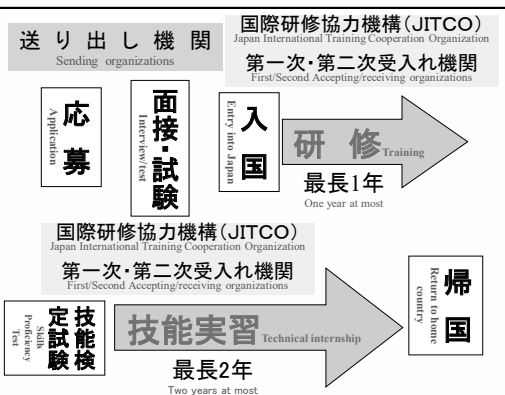
Expansion of the existing trainee program

・「より実践的な技術、技能または知識の技術移転」

"Transfer of more practically mastering technologies, skills and knowledge that acquired in training"

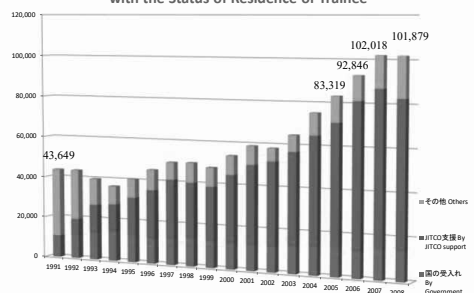
・労基法上の「労働者」に該当: 労働関係諸法令が適用

Treatment as "workers" under the labour standards law: Application of various labour-related laws



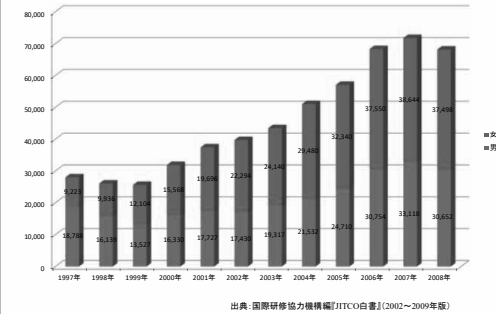
研修生の新規入国者数の推移

Changes in the Number of New Arrivals with the Status of Residence of Trainee

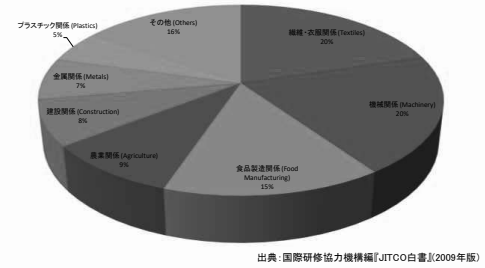


出典: 国際研修協力機構編「JITCO白書」(2001・9年版)および「データで見える外国人研修・技能実習」(1996年版)

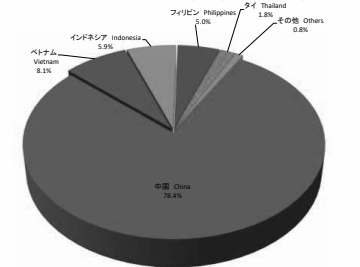
JITCO支援・性別外国人研修生の推移
JITCO Support: Changes in the Numbers of the New Arrivals with the Status of Residence of Trainee by Sex



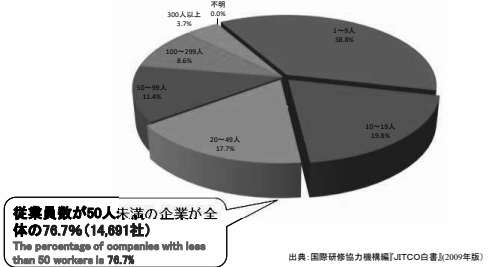
JITCO支援・外国人研修生の業種別割合(2008)
JITCO Support・The Percentage of Trainee by the Types of Industry



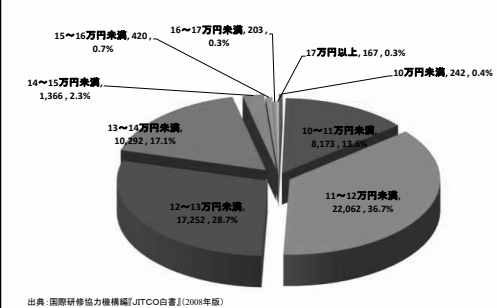
技能実習移行申請者の国籍 (2008)
The Percentage of Applications for Transfer to Technical Internships by Nationality



従業員規模別・技能実習実施企業の構成比 (2008年度)
Percentage of Companies Implementing Technical Internships by the Number of Employees



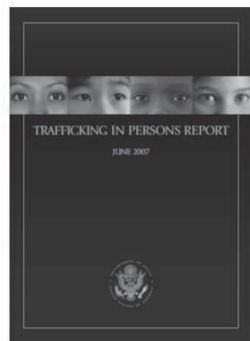
技能実習生への支給予定賃金(基本給)別構成比 (2007年)
Wages Earned (Basic Pay) by Technical Interns (2007)



一息
a brief stop

相次ぐ不正行為、人権侵害
Continuing fraud, human rights violation

奴隷労働 人身売買



US State Department 2007 "Trafficking in Persons Report"

アメリカ国務省
「人身売買報告書」
2007年版

国連などからの勧告と批判

Recommendations and criticisms from the United Nations Human Rights Committee

アメリカ国務省人身売買年次報告書 2007年版～2020年版

国連自由権規約委員会勧告 2008年10月30日

国連女性差別撤廃委員会総括所見 2009年8月7日

国連女性と子どもの人身売買特別報告者勧告

2010年6月3日

移住者の人権に関する国連の特別報告者勧告

2011年3月21日

国連自由権規約委員会総括所見・勧告 2014年7月25日

国連人種差別撤廃委員会勧告 2018年8月31日

TIP Report Heroes 2013

The U.S. State Department

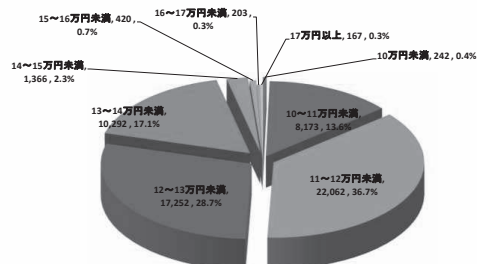


相次ぐ不正行為、人権侵害
Continuing fraud, human rights violation

時給300円 強制帰国

300 yen hourly wages,
Forced repatriation

技能実習生への支給予定賃金(基本給)別構成比(2007年)
Wages Earned (Basic Pay) by Technical Interns (2007)



出典: 国際研修協力機構(JITCO)白書(2008年版)

給料支払明細書	払明細書	給料支払明細書	給料支払明細書
(17年3月)	(17年3月)	(17年3月)	(17年3月)
氏名	氏名	氏名	氏名
職名	職名	職名	職名
給与	給与	給与	給与
手当	手当	手当	手当
控除	控除	控除	控除
支払額	支払額	支払額	支払額

払明細書	給料支払明細書
5年(1月分)	(17年3月分)
氏名	氏名
職名	職名
給与	給与
手当	手当
控除	控除
支払額	支払額

給料支払明細書	払明細書
(17年3月)	(17年3月)
氏名	氏名
職名	職名
給与	給与
手当	手当
控除	控除
支払額	支払額

雇用契約書
雇用期間
就業場所
就業時間
給与
福利厚生
就業規則

貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表		貸借対照表	
-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--

貸借対照表				
法	合 計	12,780	12,400	11,390
	(1)家賃	55,000	55,000	55,000
	(2)水道	2,000	2,000	2,000
	(3)電気	3,066	3,518	3,224
定	(4)ガス	2,778	2,778	2,778
	(5)灯油			
外	(6)布 団 リース	6,000	6,000	6,000
	(7)洗濯機 リース	1,500	1,500	1,500
	(8)冷蔵庫 リース	1,000	1,000	1,000
	(9)衣類庫 リース	1,000	1,000	1,000
控	(10)洗台リース	500	500	500
	(11)調理器具リース	1,000	1,000	1,000
除	(12)ガス器具リース	1,000	1,000	1,000
	(13)電気炊飯器リース	800	800	800
	(14)調理器具リース	1,000	1,000	1,000
	(15)掃除機リース	1,000	1,000	1,000
額	(16)クーラーリース	1,000	1,000	1,000
	(17)扇風機リース			
	(18)浄化槽管理くみ取り	1,000	1,000	1,000
	(19)ソウジ費用	5,782	5,782	5,782
	69,390 ÷ 12			
	20 受験費用 2 回分	3,000	3,000	3,000
	36,000 ÷ 12			
	合 計	89,226	89,678	89,384
	差 引 金 額	80,948	73,957	59,930
	支 払 金 額	95,510	92,534	85,950
	差 額	-14,562	-18,577	-26,020

H18月1度

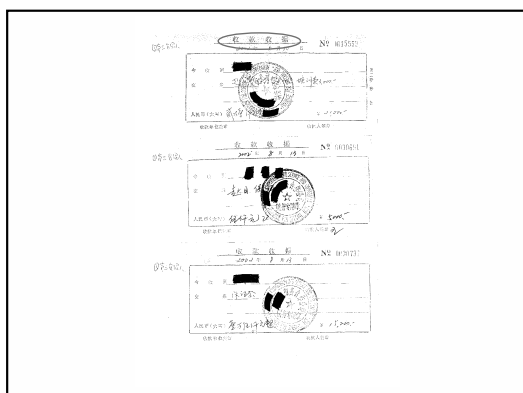
トイレ使用時間・使用回数表

⑧月1度(17日)の調査について

25A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25C	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25F	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25G	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25H	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25I	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25J	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25K	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25L	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25M	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25N	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25O	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25P	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25Q	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25R	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	1													

2分15秒の罰金

25S	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25T	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25U	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25V	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25W	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25X	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25Y	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25Z	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26C	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26F	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26G	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26H	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26I	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26J	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26K	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26L	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26M	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26N	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26O	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26P	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26Q	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26R	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26S	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26T	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26U	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26V	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26W	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26X	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26Y	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
26Z	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
27A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
27B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
27C	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
27D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
27E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
27F	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25					



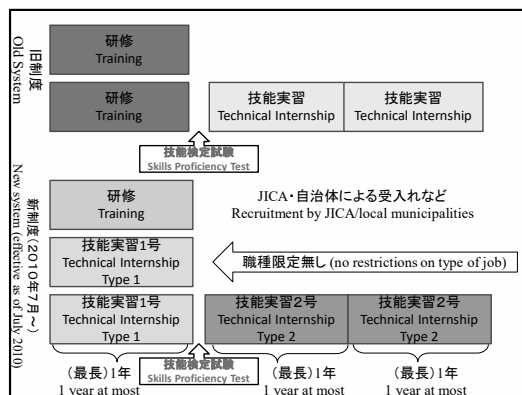


一息
a brief stop

入管法改定(2009年)

1、新たな在留管理制度(2012年)

2、技能実習制度の改定(2010年)



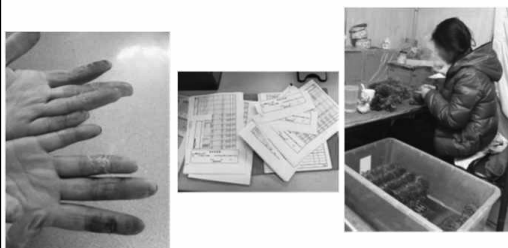
From recent cases June 27th 2014

Chinese women (22yrs old) – worked at sawing factory

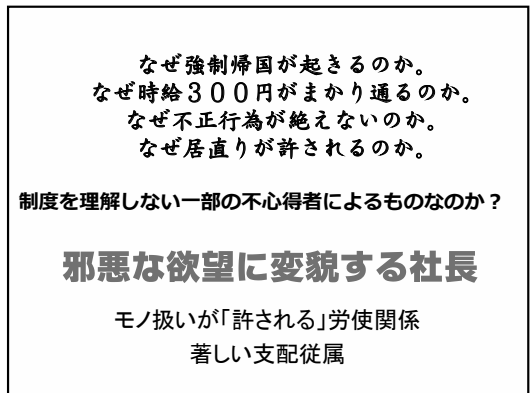
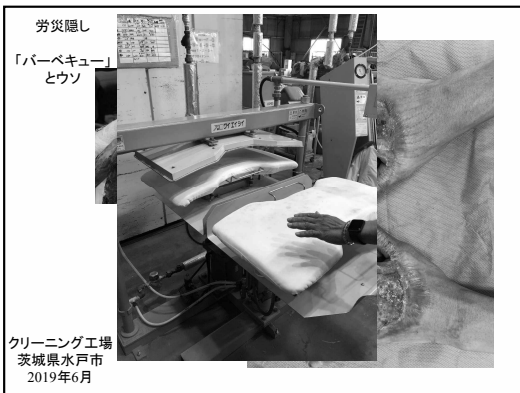
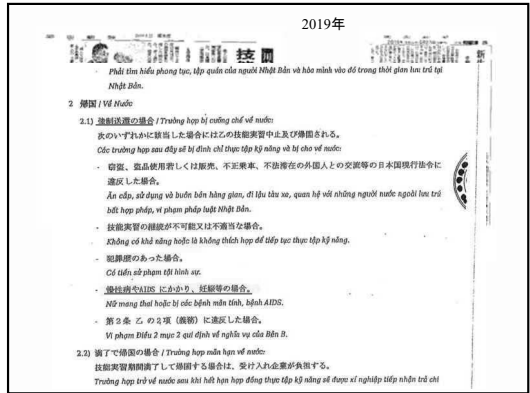
- Signed regulation restricting personal freedom
- Attempted forced return

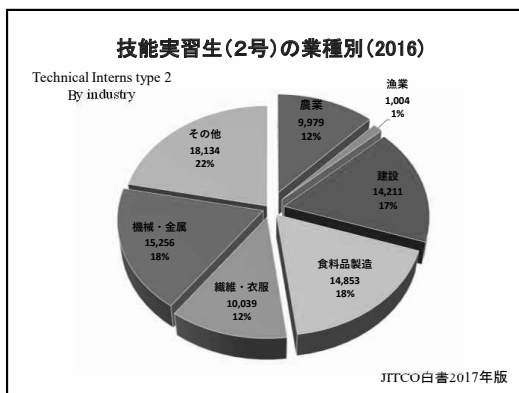
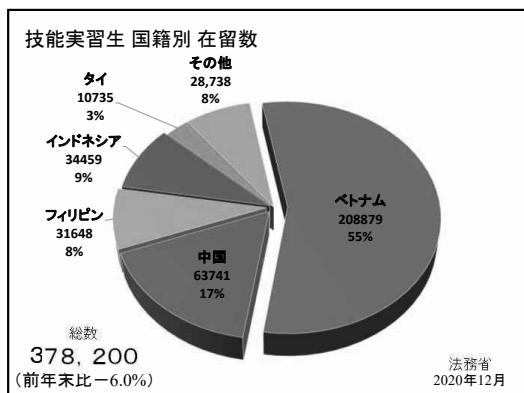
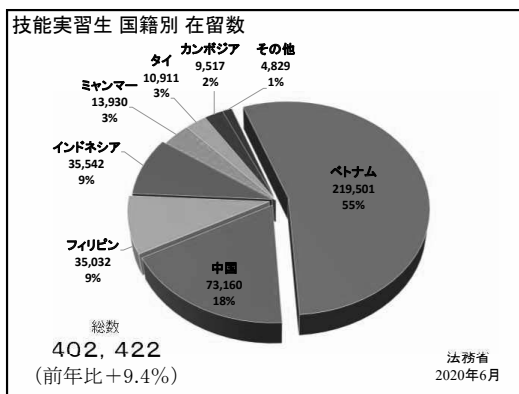
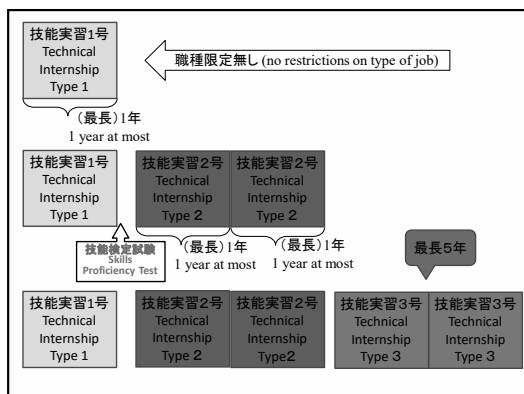


Recent cases



"The Network for Technical Interns Rights News Letter," No.23 2015.





そして
これから

改正入管法成立

特定技能1号・2号

2019年4月スタート

休憩

ニューカマー受入、「移民政策」の変遷

1980年代 バブル経済

オーバーステイの容認

前史

1989年 入管法改定

日系ビザ(労働者)の導入

2009年 入管法改定→2010年制度変更

外国人技能実習制度の拡大

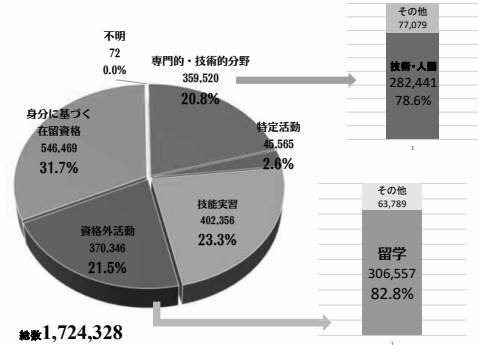
2019年4月 特定技能 施行

新たな外国人材受入れ拡大

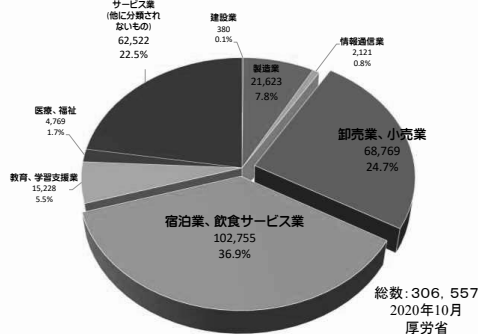
すき間を
難民申請
留学
家族滞在
で補完

偽装しているのは
誰なのか?!

外国人労働者雇用状況 厚労省 2020年10月



留学 業種別



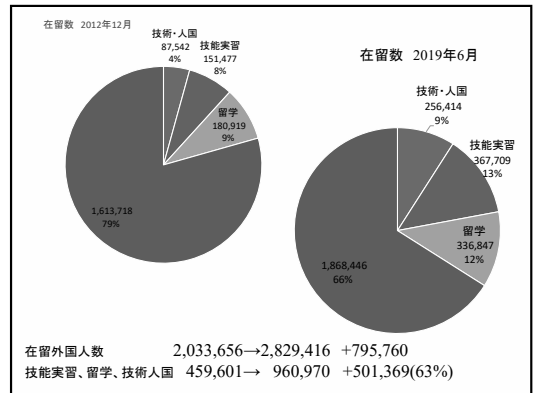
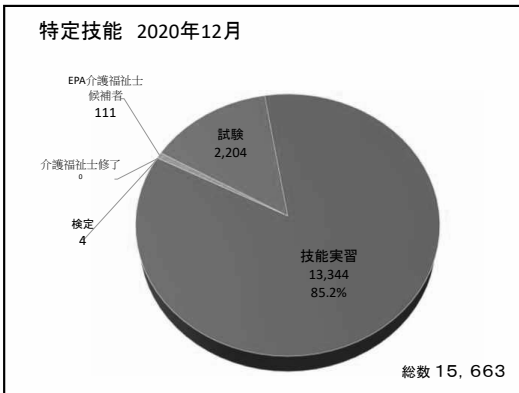
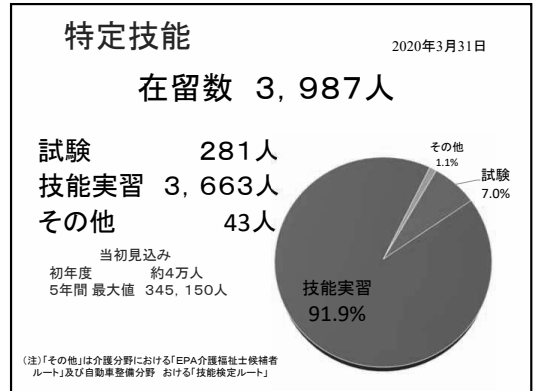
宮崎	3,546	70.3%
愛媛	7,062	67.3%
鹿児島	5,861	66.9%
熊本	8,500	65.7%
高知	2,209	63.6%
徳島	3,157	63.3%
青森	2,573	63.3%
岩手	3,405	63.0%
香川	6,275	60.2%

秋田56.4% 山形55.7% 鳥取54.6%
北海道52.8% 佐賀52.5% 大分52.4%
富山52.1% 石川52.0%

外国人労働者数に対する
技能実習生比率
厚労省2020年10月

産業別・農業では
79.2%
・厚労省2016年10月
農業・林業23,776人・
JITCO白書2017年版
2号移行申請者数
9,979+8,856
・厚労省 2019年10月
農業・林業 35,513

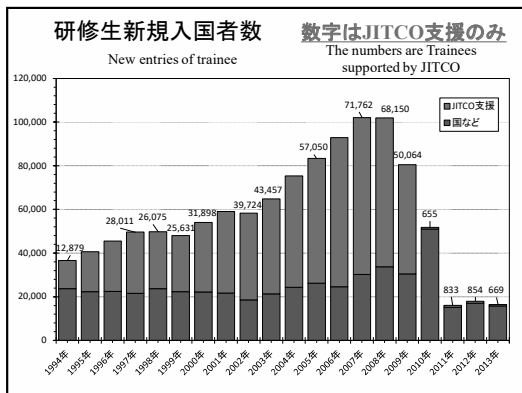
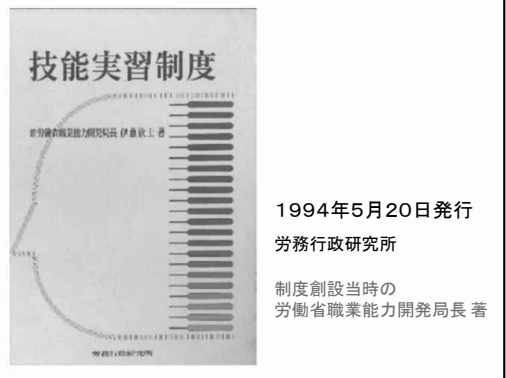
産業別・建設では
69.0%
76,567/110,898
厚労省2020年10月



そろそろまとめです。

外国人技能実習制度とは何か
研修制度とは異なる偽装した目的
開発途上国への
国際貢献を偽装した
労働者受入れ制度
うまい言葉にだまされてはいけない！

どこから歪んだのか
はじめてから!
いつから偽装したのか

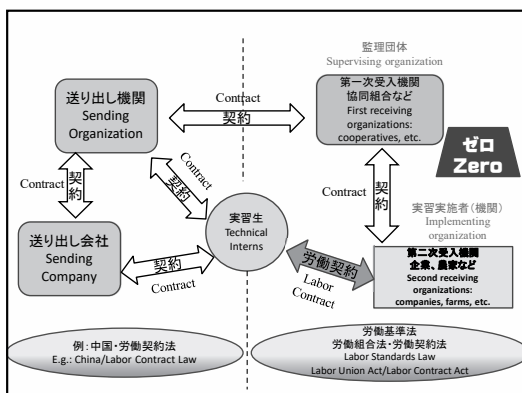


なぜ強制帰国が起きるのか。
なぜ時給300円がまかり通るのか。
なぜ不正行為、セクハラが絶えないのか。
なぜ居直りが許されるのか。

制度を理解しない一部の不心得者によるものなのか？

人を変えてしまう恐ろしい制度

邪悪な欲望に変貌する社長



場当たりの「受入れ」
労働力補充政策



壊れる労働基準、人権、
壊れる民主主義社会

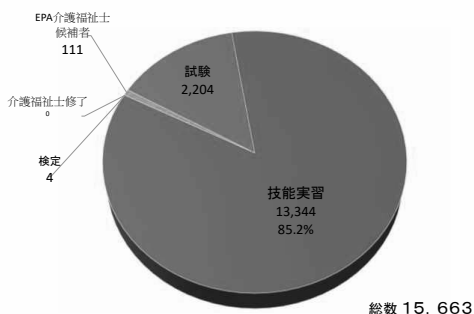
使ってはならない 外国人技能実習制度 労働者として

使ってはならない外国人技能実習制度
労働者を労働者として

外国人技能実習制度は、
労使対等原則が
担保されない制度となっている。
**「労働者受入れ」の制度として
外国人技能実習制度を
使ってはならない。**

特定技能はどうなのか!?

特定技能 2020年12月



労使対等原則

The “principle of worker-employer equality”

民主主義社会を支える柱の一つ
One of the pillars of a democratic society

人権

Human rights

平和

Peace

労使対等原則

日本経団連
企業行動憲章

国連
グローバルコンパクト

東京オリンピックパラリンピック

オリンピック憲章

ビジネスと人権

行動計画(NAP)

サプライチェーン

SDGs

移民社会 どうしていくのか



前史

強制連行の歴史が示す事実

の真相

反省

管理・監視の人営政策

「受入れ」と「共生」
「職場」と「地域」
「労働」と「生活」
切り離せない空間

2019年5月22日



2019年4月18日

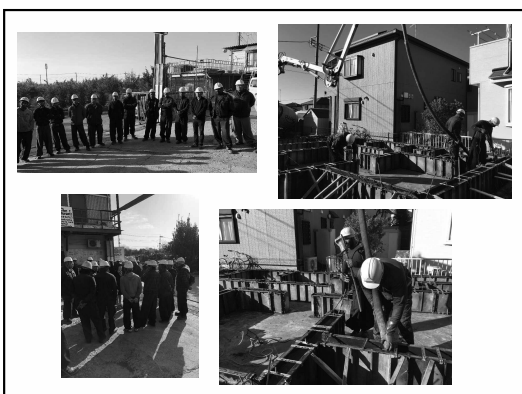
共生

2つの話

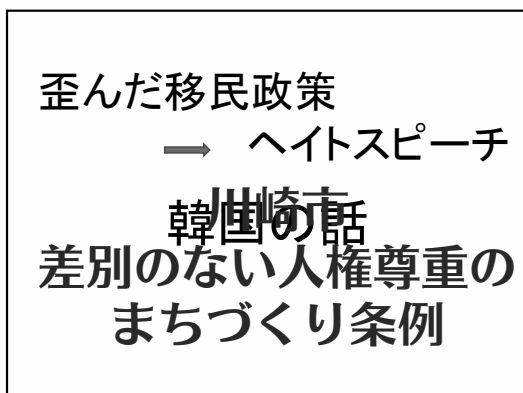
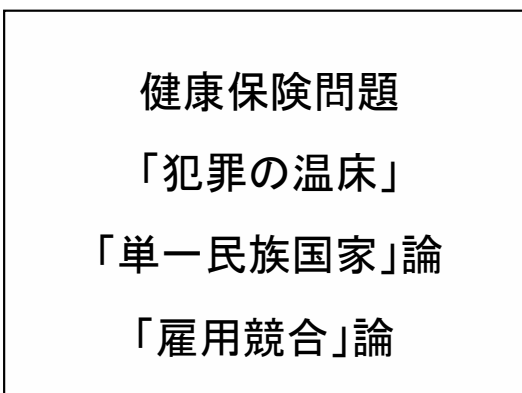
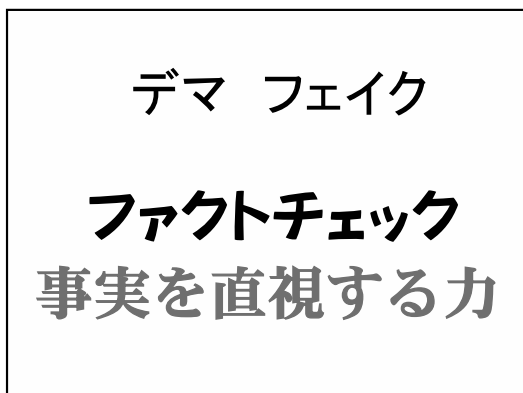
ミラクルさん
ンダイキアさん



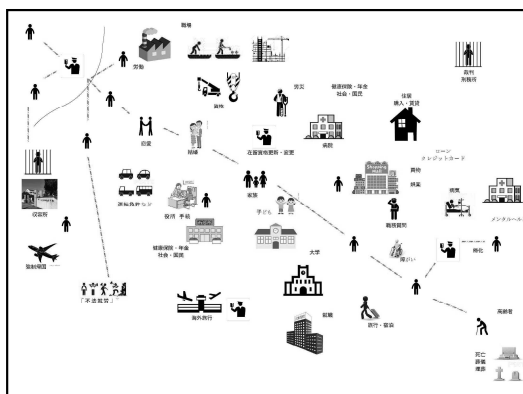
-63-



※P 2 0 ～ 2 1 参照



※川崎市



クレジットカード、住宅ローン、自動車ローン
保険 生命保険、損害保険
自治会・町会、結婚、出産 育児
教育 学校、病院、買物 旅行
高齢者、葬儀
医療、社会福祉、行政サービス
年金脱退一時金、参政権、.....
社会統合
ライン・インテグレーション・再統合

事実を直視する力

その事実とは

**すでに始まっている
多民族 多文化共生社会**

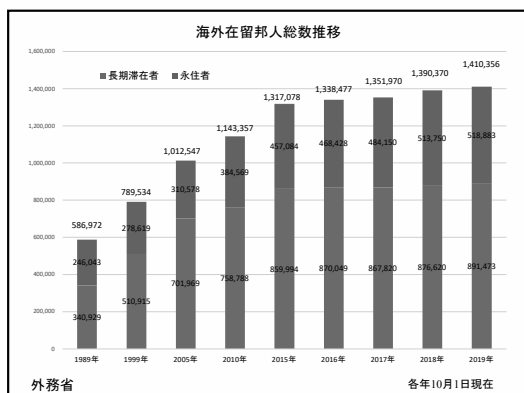
移民の存在なくして 成り立たないこの社会

移民政策は地球的共通課題

奴隷時代や主従時代の労働者の移動

民主主義社会の労働者の移動

**労使対等原則が担保される
労働者の移動**



**労働者が
労働者として
社会の担い手
まっとうな移民政策を**

移民の歴史的価値

人々が移動することの
歴史的価値

出稼ぎの歴史的価値

使い捨てにしない、
させない

この社会を
共に生き、共につくる

**働く仲間
地域の隣人**

新型コロナウイルスが
露わにさせたこと

外国人労働者、移民の存在感
技能実習制度の破綻

新型コロナウイルスが示唆した
次の社会とは、労働者移動とは

**誰ひとりも
取り残されることのない社会**

民主主義の約束

人身売買、奴隷労働との対決
移民、難民は、民主主義を体現

民主主義の深化の道すじ

**労使対等原則が担保された
多民族・多文化共生社会へ**

事実を直視したこれからの社会へ

労使対等原則が担保された

多民族・多文化共生社会へ

まっとうな移民政策を

入管法改悪

送還停止効
「ノン・ルフールマン原則」

監理人
「送還忌避罪」



「NO!」、「反対」の先にあるもの

移民、難民は
民主主義を体現する存在

民主主義の真髄、政治の本分
投票権のない人々、声を上げられない人々

誰ひとり
取り残されることのない社会への
共感

東日本大震災



第14回 平和のための戦争と平和写真展 2021

月日：2021年8月7（土）～8（日）日

場所：カトリック河原町教会ヴィリオンホール

8月7日（土）、8日（日）の2日間、今年も河原町教会地下のヴィリオンホールにて戦争と平和写真展を開催しました。



今回のテーマは、「沖縄・フクシマ・核（広島・長崎の記録）」。

第二次大戦終了直前に投下された原爆の被害と被爆者のその後の生活、戦争被害の影響が戦後75年経っても続く沖縄の今。そして、福島を中心とした東北地方で津波と放射能の被害を受けた人々の10年のあゆみ等を、今年のテーマに添って数百枚の写真で紹介しました。河原町教会のお知らせで偶然写真展の開催を知った方や京都教区時報、HPで案内を見て頂いたなど、コロナ禍が続く中ですが、2日間で100名近くの来場者がありました。

来場者の感想には、当時の様子や人々のその後の歩みに想いを馳せ、今の状況を知ることの大切さ、戦争や放射能被害による生活苦、差別される苦しみや悲しみの記憶を辿り、二度とそのようなことが起こらない平和な社会を希求する想い等が綴られていました。

人々の記憶や関心は、触れる機会がないと薄れる一方です。戦争の悲惨さと悲しみを思い起こし平和を祈る機会の一つとしての、この小さな写真展の役割を改めて感じました。

感想文

★人間同士で殺しあう事のむごたらしさ、悲しさ、どうしてここまで憎しみ合わなければならないのでしょうか？原子爆弾は、そもそも人体実験だと言われています。異なった地形の街を選んで投下し、直後からABCC（原爆傷害調査委員会）が調査に入っています。（決して治療・救済のためではありません）もう二度と（正確には三度）このような悲惨なことはやるべきではありません。



★戦争、原爆、原発事故、沖縄での新基地建設へ強権遂行と抵抗一堂に展示されていることがパワフルでした。このような時に展示会を実施してくださってありがとうございました。大変だったと思います。

今後のためのコメントとして「あの時」「その後の歩み」「そして今」が必要だと思います。例えば福島汚染水海洋投棄のことなど・・・。

★原爆被災直後だけでなく、その後の生活の写真を展示捨て頂けたことが良かったです。私は家にハエが一匹いただけでも不快な現代に生きており胸が詰まる思いでした。

★広島、長崎、沖縄そして福島の沢山の写真を見ながら当時のことなど思い（想像し）心が痛みます。

★沢山の写真をそろえて下さりありがとうございます。原発、核廃絶の心を強めてくれました。こんなにたくさん人々の苦しみと死を前にしてこれ以上続けてはいけないと！

福島から関西方面に子どもを連れて避難している人たちの生活苦、差別される苦しみを耳にします。この点も今後展示されたいと思います。

沖縄で反対運動（高江などで）を続けている当地のシスターたち人々のために祈っています。写真はたくさんの方を教えてください。今年もありがとうございました。

まだまだたくさんのご意見、ご感想を寄せていただきました。全部を記載することは出来ませんが次回に繋げていきたいと思っています。

写真展を開催するに当たっては、河原町教会をはじめ、オキナワ平和サポート、立命館大学平和ミュージアム、福島民報社、長崎原爆資料館など多くの方からご支援、ご協力をいただきお礼を申し上げます。コロナ禍で大変なこの時期、例年と変わらず、ご来場くださいました方々、ありがとうございました。



広島・長崎の記録〈立命館大学平和ミュージアム〉



長崎原爆資料館



フクシマ 〈福島民報社〉



沖縄 〈沖縄平和サポート〉



正義と平和協議会 2022 年度の予定

5 月 学習会 講師 カトリック難民移住移動委員会
山岸 元子さん

8 月 6 日～7 日 戦争と平和写真展

10 月 10 日 現地学習会 ウトロ地区と宇治教会

現地学習会

敦賀ムゼウムと敦賀教会

2021 年 10 月 9 日

敦賀ムゼウムを訪問して

阿南 孝也（カトリック河原町教会信徒）

人道の港「敦賀ムゼウム」を訪問し、敦賀の街で実現した感動の出来事を知ることができました。貴重な発見と深い反省の機会を与えてくださった京都正平協の皆様にご心から感謝申し上げます。

ムゼウムはポーランド語で「資料館」を表す言葉だそうです（英語 museum）。敦賀ムゼウム学芸員の方が、敦賀港の果たした役割を壁面の大きな世界地図で説明してくださいました。「かつては海路で、インド、スエズ運河を経由してロンドンまで49日かかっていました。しかし、東京発敦賀行きの「欧亜国際連絡列車」、敦賀港からウラジオストックへの定期航路、シベリア鉄道経路によって、17日で行くことができるようになったのです」。



この定期航路の存在が、1920年のシベリアにおけるポーランド孤児の救出につながりました。ロシア革命後の混乱の中、日本赤十字社が極限状態に置かれた子どもたちを救出すべく迅速に対応し、日本軍の輸送船によって5

回の救出が実行され、さらに1922年にも第2次ポーランド孤児の救出が行われたのです。敦賀に上陸した子どもたちが街の人々から温かく迎えられた様子を、ムゼウムの写真等で見ることができました。必要な治療や物資の提供を受けた後、孤児たちは東京、大阪、神戸から、新天地へ、また祖国への帰還を果たすことができたのです。



杉原千畝さんがリトアニア・カウナスの日本領事館に赴任した翌年1940年7月18日、ドイツとソ連の侵攻から逃れてきた大勢のポーランド系ユダヤ人が、日本経由で第3国へ向かうために日本通過ビザを求めて領事館に押し寄せてきました。日本政府の許可が

下りない中、杉原はビザ発給を決断します。そしてリトアニアがソ連に併合され領事館が閉鎖されるその日まで、2139家族（杉原千畝記念館による数）に日本通過ビザを発行したのです。杉原ビザを持ったユダヤ人難民は皆、敦賀に上陸していた事実を初めて知りました。シベリア鉄道の終点ウラジオストックから船で敦賀へ、その後神戸や横浜を経由して、アメリカやオーストラリア等に渡っていったのです。「敦賀は本当に天国だった」、これは杉原サバイバーのユダヤ人の言葉です。敦賀の人たちが温かく難民を迎え入れたことを、「銭湯が一日休業しユダヤ人難民に浴場を無料提供した」等、ムゼウムの資料が伝えてくれています。

今回の現地学習会で、ウラジオストック日本総領事代理の根井三郎さんの存在を知りました。日本政府が杉原ビザでの入国を認めない決定を下したとき、根井は近衛文麿首相に訴え、粘り強く交渉し、敦賀港への上陸につなげたのです。1941年6月14日敦賀入港が、ユダヤ人難民最後の上陸となりました。その一週間後、ドイツのソ連侵入によりシベリア鉄道通行が不可能になったためです。同年12月8日、太平洋戦争に突入します。改めて、杉原によるユダヤ人難民の救出は、リトアニア併合直前、シベリア鉄道閉鎖直前、根井の尽力、敦賀市民の受け入れ、アメリカ・オーストラリアへの入国と、点と線が繋がった「奇跡のバトンパス」リレーによって成し遂げられたことを知りました。

教皇フランシスコは、回勅「兄弟の皆さん」の中で「よいサマリア人」のたとえ話を挙げて回心を迫っておられます。「日々わたしたちは、よいサマリア人であるか、離れて通り過ぎる無関心な旅人であるかの選択を突き付けられています。そして、わたしたちの人生全体、世界の全体に目を向けるならば、だれもが、今あるいはかつて、これらの登場人物のようなのです。わたしたちは皆、傷を負った人の、追いはぎの、離れて通り過ぎる人の、そしてよいサマリア人の面影を帯びているのです。（69）」

教皇の「追いはぎの面影を帯びているかも」の指摘が強烈でした。無関心な旅人の面影ならばともかく、ナチスや寄留民迫害の面影はないだろうと高をくくっていた自分を恥じています。今も変わることなく起きている国際紛争、国内紛争、難民問題にもっと関心を寄せて、できることを実行しなければいけないと反省させられた一日でした。



ムゼウムを出た後、カトリック敦賀教会を訪問しました。聖堂入り口の「海の星の聖母マリアの御絵」が美しい教会でした。主任司祭のキキ神父（聖心布教会、インドネシアのご出身）が温かく迎えてくださいました。津教会から駆けつけてくださった奥村豊神父と共に、マリア様の取次ぎを願い、心を一つにして祈ることができました